

The page features a minimalist design with three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One large circle is at the top center, a smaller one is below it to the right, and a very large circle is at the bottom right. Two thin lines intersect at the top left and extend towards the center and bottom right.

# 鶴岡市障害福祉計画

～第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画～

鶴岡市

平成30年3月



## はじめに

本市では、すべての市民が、互いに人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現するため、第1期鶴岡市障害福祉計画（平成19年3月策定）から継続して「地域に暮らす・地域と暮らす」を理念として掲げ、各種施策の推進に取り組んできました。

この度、児童福祉法が改正され、新たに障害児福祉計画（第1期）を策定することになり、障害福祉計画（第5期）と合わせて、「鶴岡市障害福祉計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」として策定しましたので、ここに公表します。

この計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言を賜りました鶴岡市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

今般の計画策定の背景には、「障害者の権利に関する条約」の批准により、国際的な障害のある方の人権向上をめざす理念の発展と、それに伴う「障害者総合支援法」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などの法的整備の進展があります。これらは、まず鶴岡市が取り組むべき重点事項として計画に盛り込まれています。

また、もう一つの背景には、市民のくらしの変化と障害のある方とその家族が直面する生活課題などがあります。近年、本市は、急速な人口減少と少子高齢化が顕著であり、これは、多くの市民に共通する喫緊の課題となっており、人口減少に歯止めをかけるべく、子育て支援や高齢者の介護問題対策などの推進が求められています。

障害福祉分野においては、従来からの相談支援体制の充実や障害のある方の暮らしを支えるネットワークや仕組みづくりに加え、自己決定の尊重や権利擁護、障害のある方やそのご家族や保護者の暮らしを支える地域生活拠点の整備、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害の子どもたちのケアと一貫した療育支援、医療的ケア児への支援体制の構築など、多岐にわたる課題が明らかになってきています。

このような課題に対し、ニーズをどう捉え、必要とされるサービスをどのように確保していくのか。現在の財政状況のなかでどのように施策を展開していくか。市行政各部署が課題を横断的に受けとめ、連携して取り組んでいくことが求められています。

今後は、これらの課題解決に向けて、この計画に盛り込まれた成果目標や施策の方向性、活動指標とそれを確保するための方策を礎に、市民の皆様との「対話と協働」で、この計画を着実に展開してまいりたいと存じます。市民の皆様のご理解とご支援、また、関係機関各位のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年3月

鶴岡市長 皆川 治

## 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨.....	- 1 -
2 位置づけ.....	- 1 -
3 対象者.....	- 2 -
4 期間.....	- 2 -
5 他計画との整合性.....	- 3 -
6 策定体制.....	- 3 -
(1) アンケート調査.....	- 3 -
(2) 障害福祉計画策定委員会.....	- 3 -
(3) 障害者施策推進協議会.....	- 3 -
7 計画の基本理念.....	- 3 -
8 計画の推進体制.....	- 4 -
(1) 計画の推進.....	- 4 -
(2) 地域社会への広報および啓発活動.....	- 4 -
(3) 基幹相談支援センターの役割.....	- 4 -
<b>第2章 主な障害福祉施策の現状</b> .....	- 5 -
1 障害者の現状.....	- 5 -
(1) 手帳所持者等の現状.....	- 5 -
2 自立支援給付等の現状.....	- 11 -
(1) 自立支援給付等の体系.....	- 11 -
(2) 自立支援給付等の年度別利用者数の推移.....	- 13 -
(3) 障害別利用者数の年度推移.....	- 14 -
(4) 障害別の障害福祉サービス利用状況.....	- 14 -
(5) 介護給付費の推移.....	- 16 -
(6) 訓練等給付の推移.....	- 16 -
(7) 指定障害福祉サービス事業所の整備状況.....	- 17 -
3 自立支援給付費・障害児通所支援給付費等の現状.....	- 18 -
(1) 自立支援給付費等の推移.....	- 18 -
(2) 自立支援医療の推移.....	- 19 -
4 障害児の療育・教育の現状.....	- 20 -
(1) 乳幼児期の状況.....	- 20 -
(2) 就学期の状況.....	- 23 -
(3) 就労期の状況.....	- 25 -
(4) 障害のある子どもの進路.....	- 25 -
(5) 県の専門機関における状況.....	- 27 -
(6) 障害児福祉サービスの状況.....	- 28 -

<b>第3章 第4期障害福祉計画の成果目標と活動指標</b> .....	- 31 -
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	- 31 -
2 福祉施設からの一般就労への移行.....	- 31 -
3 障害者の地域生活支援.....	- 32 -
4 自立支援給付の実績状況.....	- 33 -
5 地域生活支援事業の実績状況.....	- 37 -
6 障害児通所支援の実績状況.....	- 39 -
<b>第4章 第5期障害福祉計画の成果目標と活動指標</b> .....	- 40 -
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	- 40 -
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	- 41 -
3 地域生活支援拠点の整備.....	- 41 -
4 福祉施設から一般就労への移行.....	- 42 -
5 自立支援給付の見込量.....	- 43 -
<b>第5章 第1期障害児福祉計画の成果目標と活動指標</b> .....	- 46 -
1 障害児支援の提供体制の整備等.....	- 46 -
2 障害児通所支援の見込量.....	- 47 -
<b>第6章 地域生活支援事業の活動指標</b> .....	- 48 -
1 必須事業の見込量.....	- 48 -
2 任意事業の見込量.....	- 49 -
<b>第7章 重点事項と施策の基本的方向</b> .....	- 50 -
1 障害者や障害への理解促進.....	- 50 -
2 権利擁護の推進.....	- 50 -
3 療育支援体制と発達障害者等への支援.....	- 51 -
4 就労支援の充実.....	- 52 -
5 福祉に携わる人材の確保.....	- 53 -
6 日常生活を支えるサービスの充実.....	- 53 -
7 地域包括ケアシステムの構築.....	- 54 -

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法第1条の目的には、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」といいます。）に基づき、ノーマライゼーションの理念である「障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすこと」が掲げられ、社会的障壁の除去をはじめとした基本原則が定められています。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」といいます。）」が施行されています。

また、同年6月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るため、新たなサービスが創設されるとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されます。

市では、「第4期鶴岡市障害福祉計画（平成27～29年度）」（以下、「第4期計画」といいます。）を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。この計画の期間が平成29年度で終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や、近年行われた障害者制度改革を踏まえ策定するものです。

この計画は、国の定める基本指針に基づき、地域において必要な「自立支援給付」、「障害児通所給付」、「相談支援」、並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度末までの障害福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2 位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」の2つの計画を、児童福祉法第33条の20第6項に基づき、一体のものとして作成しています。

また、名称については、「鶴岡市障害福祉計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」（以下「本計画」といいます。）とします。

### 3 対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法第4条に規定している「障害者」とし、以下のとおりの定義となっています。

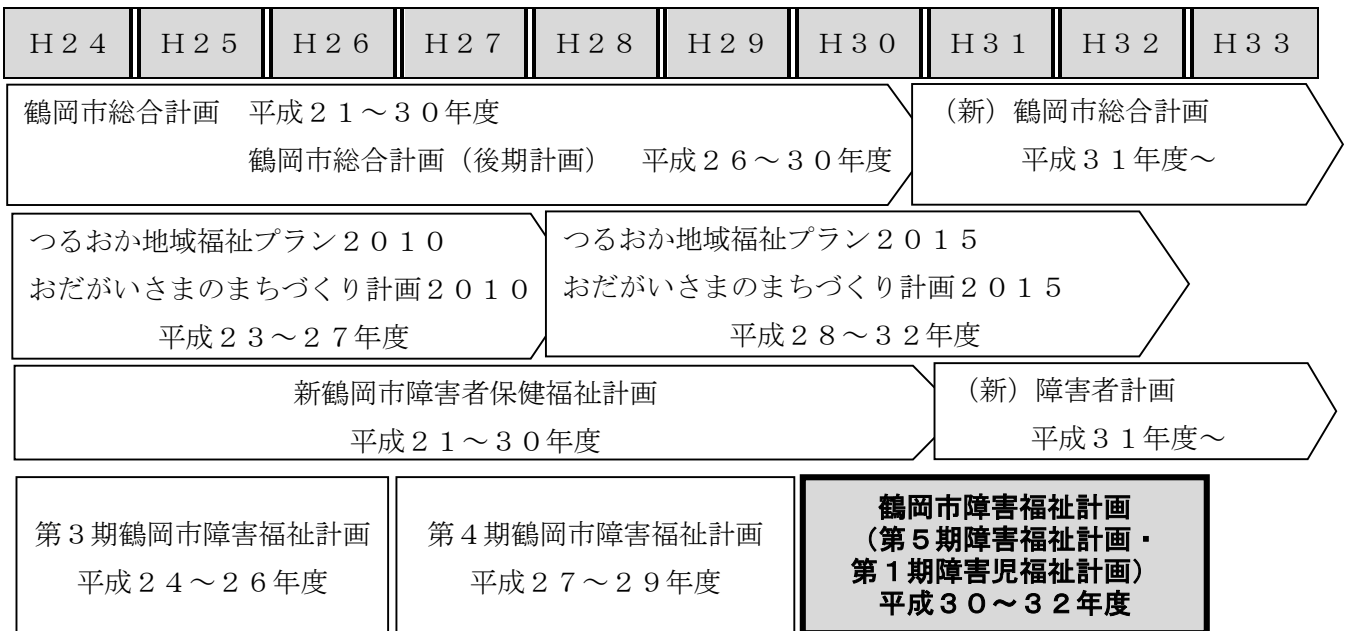
- ①身体障害者 …身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち18歳以上である者
- ②知的障害者 …知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者
- ③精神障害者 …精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法に規定する知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ④難病患者等 …治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ⑤障害児 …児童福祉法に規定する障害児

本計画では、障害児を含む障害者を「障害者等」として表記します。

### 4 期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

#### 障害福祉計画及び関連計画の計画期間



## 5 他計画との整合性

本計画は、国及び山形県の計画との整合を図りながら、「鶴岡市総合計画」及びその障害者福祉分野の基本計画である「新鶴岡市障害者保健福祉計画」、「鶴岡市地域福祉計画（つるおか地域福祉プラン2015）」、障害のある子どもを含めたすべての子どもに対する施策を総合的・計画的に推進するための「鶴岡市子ども子育て支援事業計画」等との整合を考慮し策定するものです。

## 6 策定体制

### (1) アンケート調査

計画策定に先立ち、障害者の生活状況や、障害福祉サービス等をはじめ各種障害者福祉施策に対する意見等を把握するため、郵送によるアンケート実態調査を実施しました。また、各サービス事業所、関係機関、団体等にもアンケート調査を実施し計画を策定するための参考としました。

### (2) 障害福祉計画策定委員会

市役所内に障害福祉計画策定委員会を設置し、平成29年度までのサービス見込み量、目標数値、事業量の確保策、並びにそれらを反映した草稿案について検討しました。

### (3) 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を設置し、計画の策定も含め、障害者施策全般にわたり広く意見をお聴きしながら施策の推進を図っています。

本計画の策定にあたっては、第4期計画の進捗状況、アンケート調査の結果等を踏まえ、見込む支給量や障害福祉施策など本計画案に対する意見を頂きました。

## 7 計画の基本理念

障害の有無に関わらず、多様性を認め合い個性を持つ一個人として尊重され、地域住民の参画と協働で支え合うしくみをつくり、すべての人が個々の能力を活かすことができ、自らの意思や選択によって、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、自分らしい生き方ができる社会の実現に向けてこの計画を取り組めます。

共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、地域の中で自立した生活を営み全人間的な復権を目指す「リハビリテーション」の理念、さらには、すべての人々を排除せず、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、地域社会で包み支え合う「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づき、国が進める「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「地域共生社会」の実現を図るため、基本理念を第4期計画から継続し、以下のとおりとします。

### 基本理念

「地域に暮らす

地域と暮らす」



## 8 計画の推進体制

### (1) 計画の推進

本計画の推進を図るため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行い、定期的に計画の進行状況を把握していきます。

計画の推進にあたっては、障害者施策推進協議会や鶴岡市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」といいます。）で毎年意見をお聴きし、計画の推進に活かすとともに、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。

### (2) 地域社会への広報および啓発活動

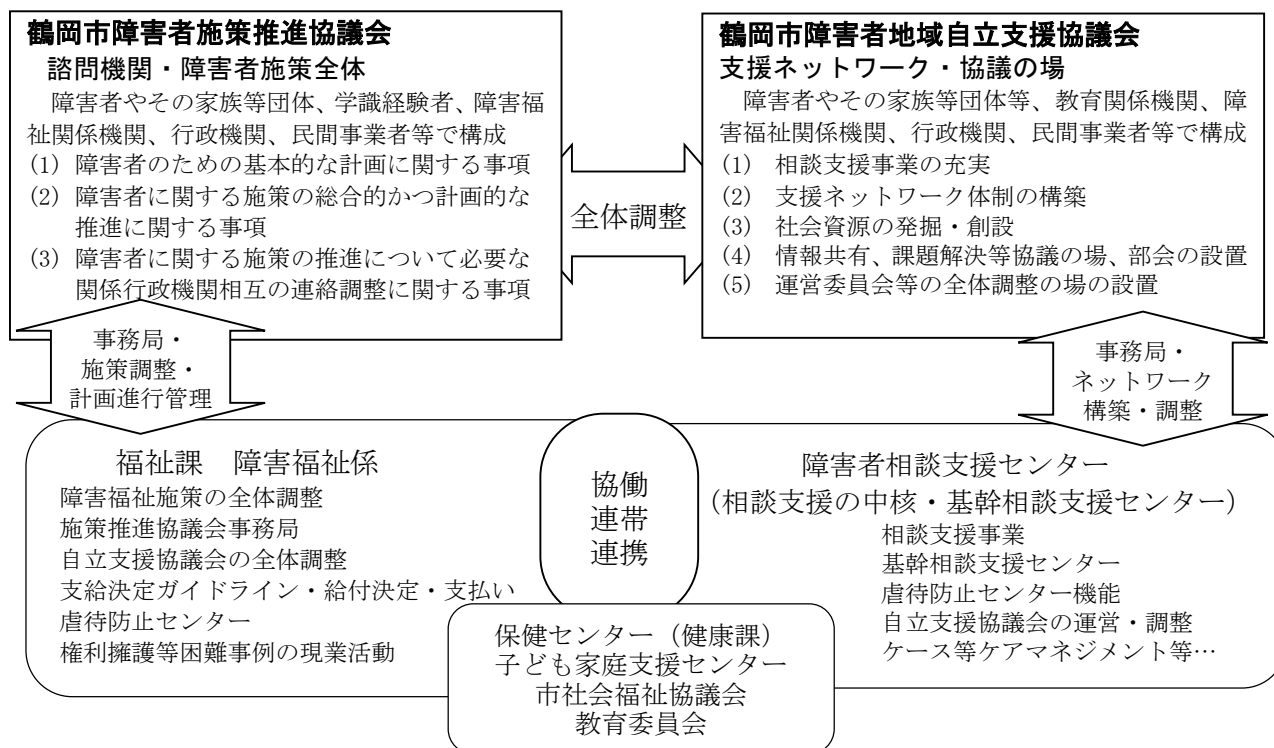
計画の基本理念であるノーマライゼーションと共生社会を実現するためには、障害の有無に関わらず、全ての市民が一体となって障害のある人の福祉の実現に参加していく必要があります。そのため、市民意識の醸成に努めるとともに、障害に対する差別や偏見をなくし、市民の理解と協力、さらに支援への参画等についてあらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

### (3) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の中核的な相談支援機関として、各事業所のケアマネジメント向上のための支援や困難事例検討、地域の指定相談支援事業所間の調整や支援、障害者の権利擁護や虐待防止センター機能等の役割を担い、また、指定相談支援事業所と連携し、自立支援協議会の運営を通じて地域の支援ネットワークを構築します。

今後は、「地域生活支援拠点」の機能整備として、相談支援機能の役割が期待され、計画推進にあたって重要な役割を担っています。

【図表1】鶴岡市障害者施策推進協議会と鶴岡市地域自立支援協議会の関係図



## 第2章 主な障害福祉施策の現状

### 1 障害者の現状

#### (1) 手帳所持者等の現状

本市の障害者手帳所持者数（図表2）は、平成29年8月末で7,478人、人口に占める割合は約5.8%であり、市民の約17人に1人が心身になんらかの障害があるという状況です。また、主に介護保険のサービスを利用する65歳以上の方を除き、精神通院医療対象者を加えた、本計画の対象者は3,394人で、手帳所持者に精神通院医療受給者数を加えた8,126人の約41%となっています。

本計画の対象者数のうち、今後のサービス利用想定数は、現在サービスを利用している方とアンケート調査結果やこの計画で推計している障害者等の見込み数を勘案すると、1,800人から2,000人程度と見込まれます。

【図表2】地区別障害者手帳等所持者（平成29年8月末現在 単位：人）

年代別	種別	市全体	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海
18歳以下	身体	81	54	12	4	6	4	1
	知的	209	158	17	14	5	7	8
	精神	3	3	0	0	0	0	0
	通院医療	26	19	3	1	2	0	1
19歳以上	身体	1,287	870	113	85	80	41	98
	知的	744	535	57	46	34	18	54
64歳以下	精神	543	418	28	37	22	11	27
	通院医療	501	378	34	30	13	11	35
65歳以上	身体	4,297	2,931	344	271	249	173	329
	知的	160	118	10	8	6	4	14
	精神	154	123	8	5	6	5	7
	通院医療	121	94	9	2	4	3	9
計	身体	5,666	3,856	469	360	335	218	428
	知的	1,112	810	84	68	45	29	76
	精神	700	544	36	42	28	16	34
	通院医療	648	491	46	33	19	14	45
合計（医療含む）		8,126	5,701	635	503	427	277	583
手帳所持者計（医療除く）		7,478	5,210	589	470	408	263	538
18歳以下計（医療含む）		319	234	32	19	13	11	10
64歳以下計（医療含む）		3,394	2,435	264	217	162	92	224

（平成29年8月末現在 単位：人）

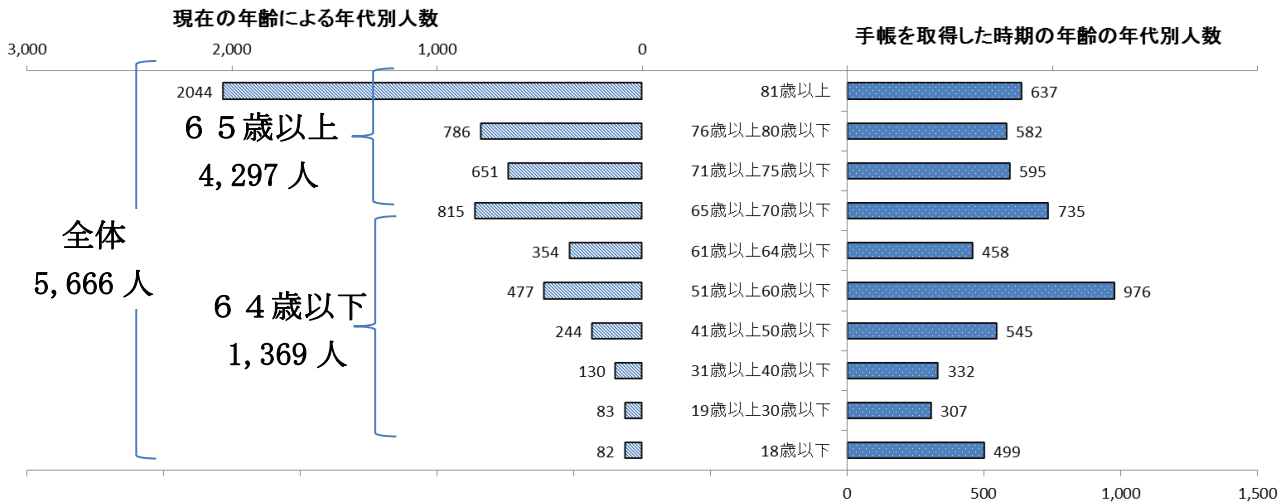
本市の人口	128,899	91,158	10,308	8,393	7,280	4,204	7,556
手帳所持者の割合	5.8%	5.7%	5.7%	5.6%	5.6%	6.3%	7.1%

① 身体障害者手帳所持者の状況

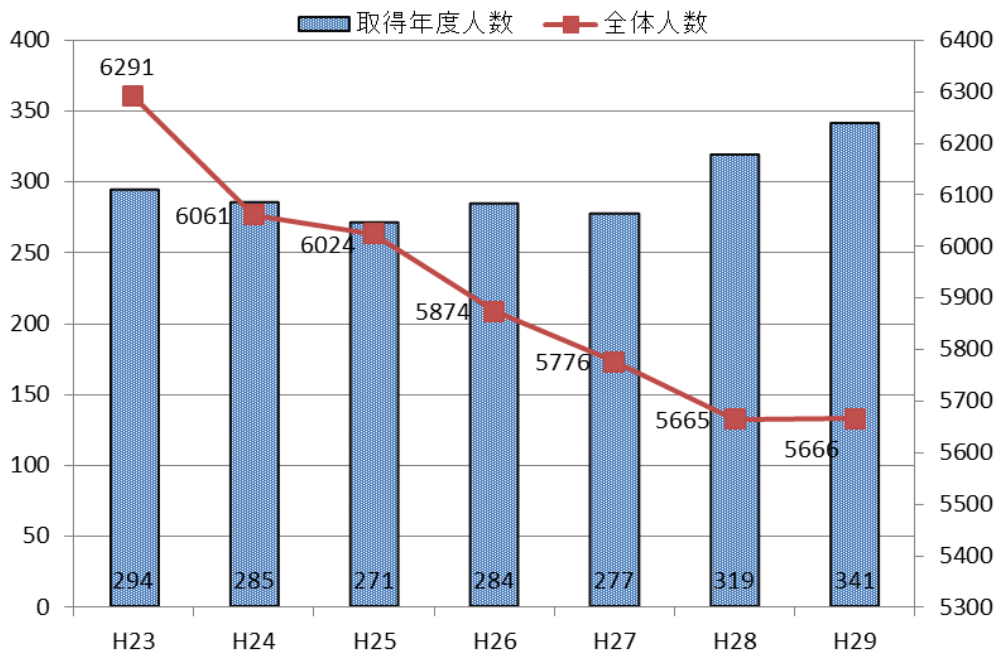
身体障害者の手帳取得時期（図表3）は、51歳から60歳以下の年代が最も多く、現在の年齢構成では、81歳以上が最も多くなっていることから、手帳所持者の高齢化が進んでいます。65歳以上の所持者数の割合は、約76%となっています。

身体障害者手帳所持者の全体数は、減少傾向にあります。新規に取得する数は、増加傾向にあります。（図表4）

【図表3】身体障害者手帳取得時期の年齢と現在の年齢との比較（単位：人）

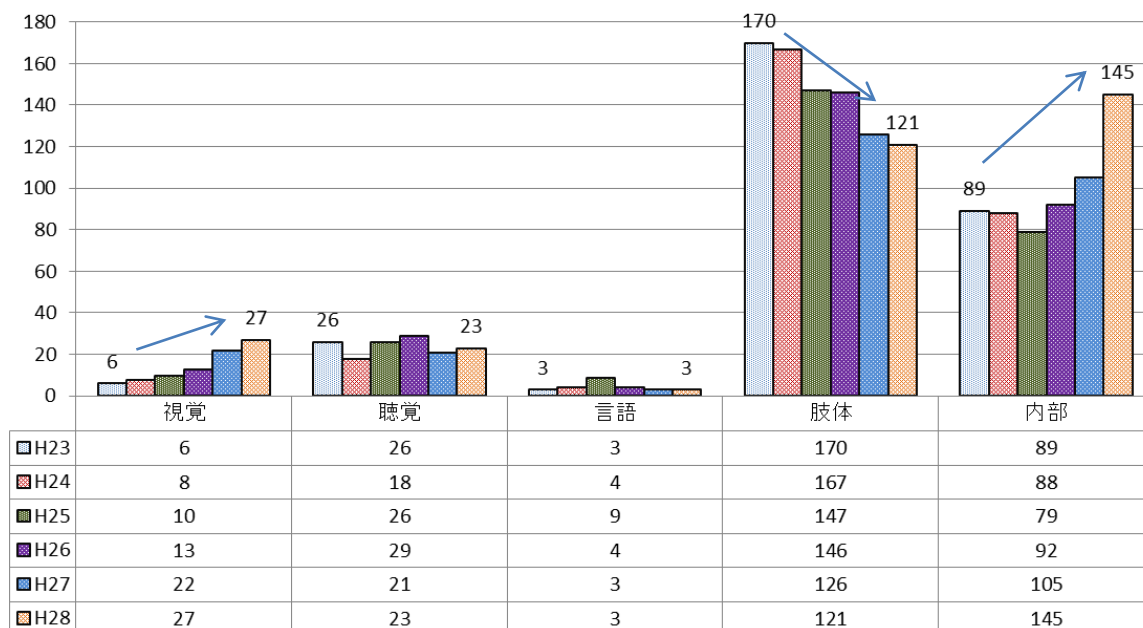


【図表4】身体障害者手帳新規取得者数と全取得者数の推移（単位：人）

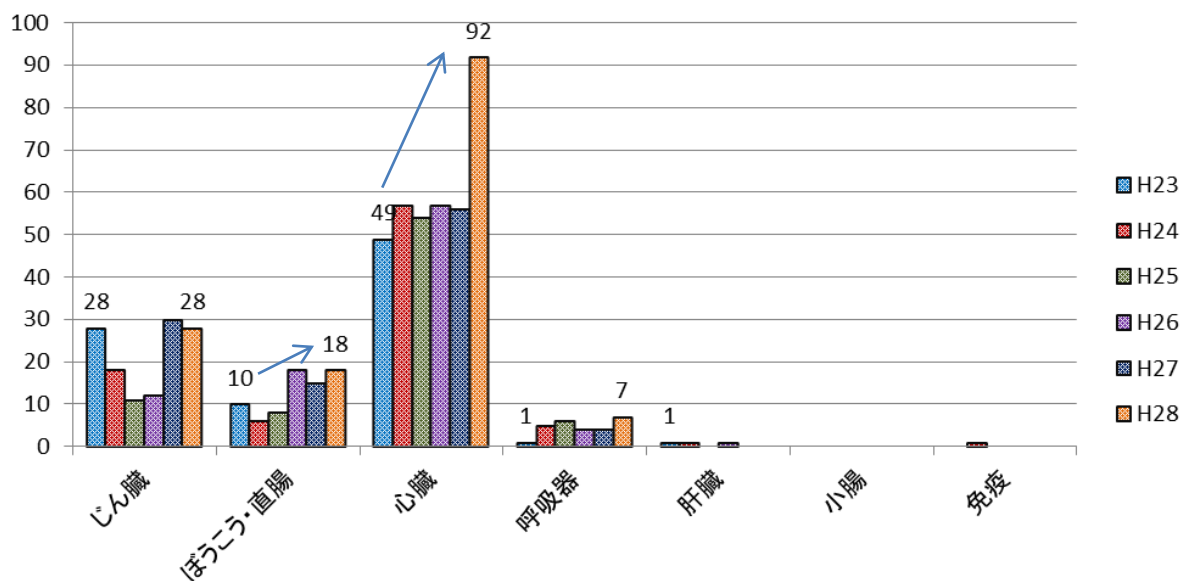


身体障害者手帳所持者の障害種別にみると、視覚障害と内部機能障害が増加傾向にあり、肢体不自由が減少傾向にあります。(図表5) 肢体不自由の減少傾向は、一つは高齢化による人口減少で全体数が減っていること、平成26年度に下肢機能の障害等級判定基準が見直されたことが影響しているものと考えられます。内部機能障害では、ぼうこう・直腸機能、心臓機能の障害が増加傾向にあります。(図表6) これは、等級基準の変更や医療技術の進展が影響していると考えられます。

【図表5】身体障害者手帳の障害種別・年度別取得者数の推移(単位:人)



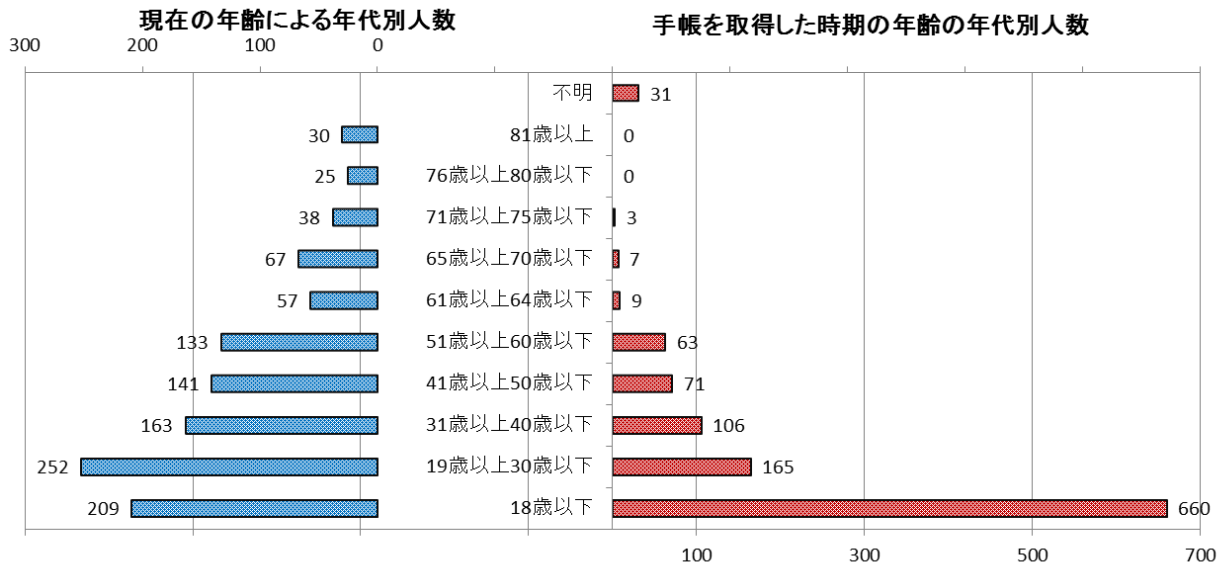
【図表6】内部機能障害の年度別取得者数の推移(単位:人)



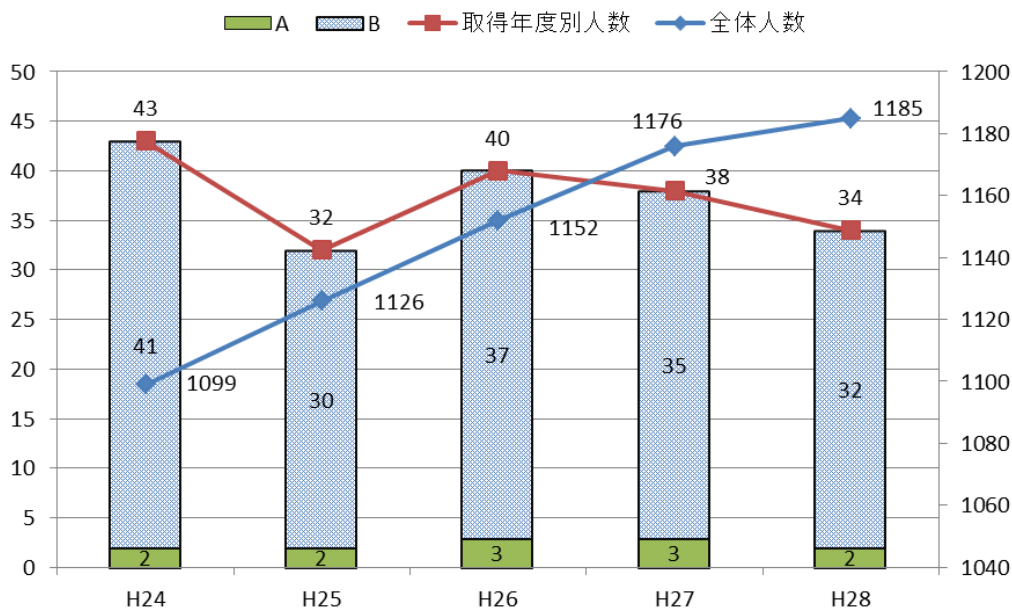
## ② 療育手帳所持者の状況

療育手帳の取得時期は、約54%の方が18歳以下のときに取得しています。(図表7) また、平成28年度の療育手帳所持者数は、1,185人で平成24年度から約8%増加していますが、新規・更新数は、横ばい、減少傾向にあり、療育手帳所持者が高齢化していると考えられます。(図表8)

【図表7】療育手帳取得時期の年齢と現在の年齢との比較 (単位：人)



【図表8】療育手帳の判定種別・年度別取得者数の推移 (単位：人)

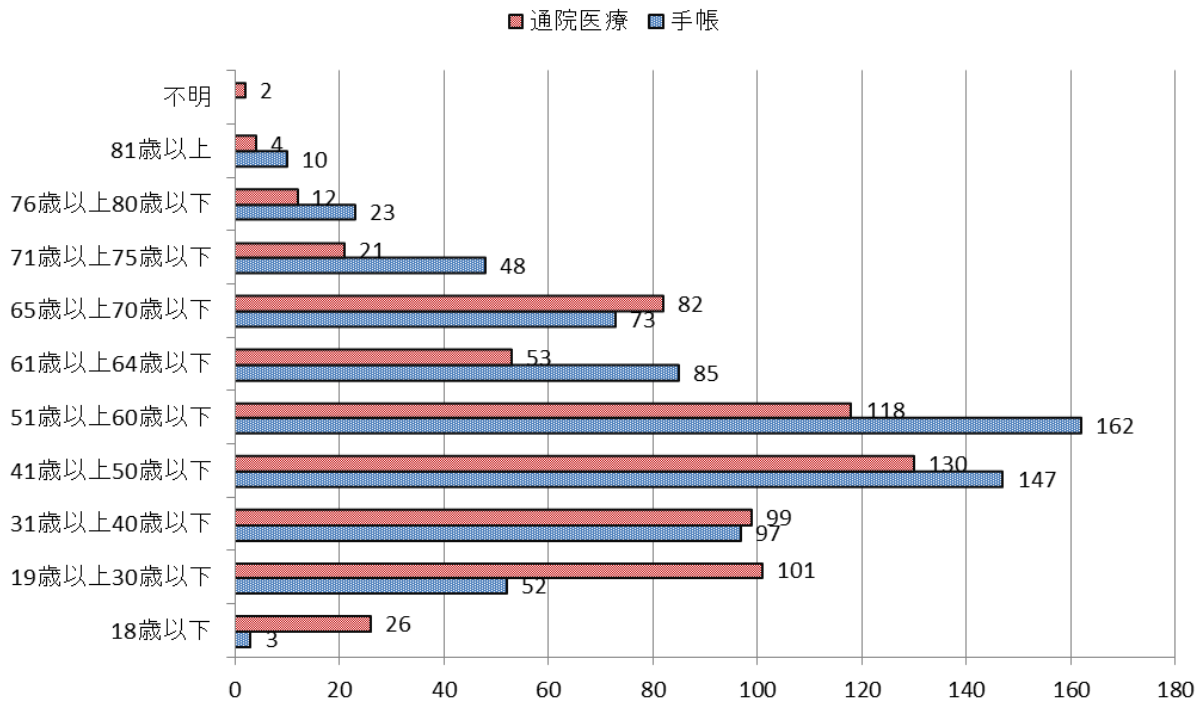


### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

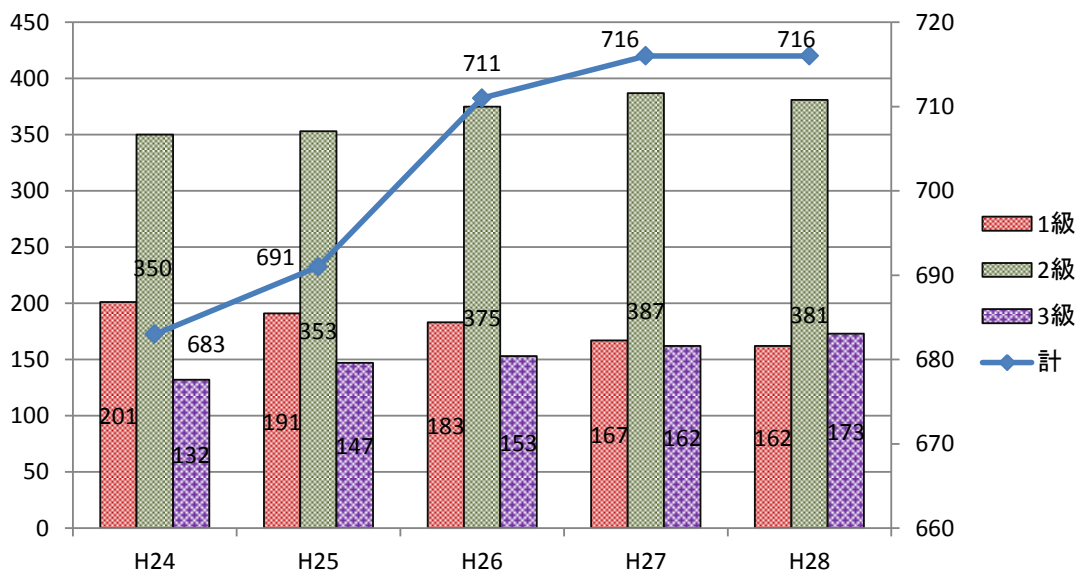
図表 9 に示す精神通院医療の受給者は、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く数となっています。平成 28 年度の手帳所持者は 716 人で、平成 24 年度から約 5% 増加しています。(図表 10)

平成 30 年度からの障害者雇用促進法の施行によって、精神障害者の方の雇用が法定雇用率に算定できるようになることから、今後、精神障害者の手帳所持者が増加すると考えられます。

【図表 9】精神障害者保健福祉手帳所持者数と通院医療受給者数年代別グラフ (単位: 人)



【図表 10】精神障害者保健福祉手帳所持者数の年度推移 (単位: 人)





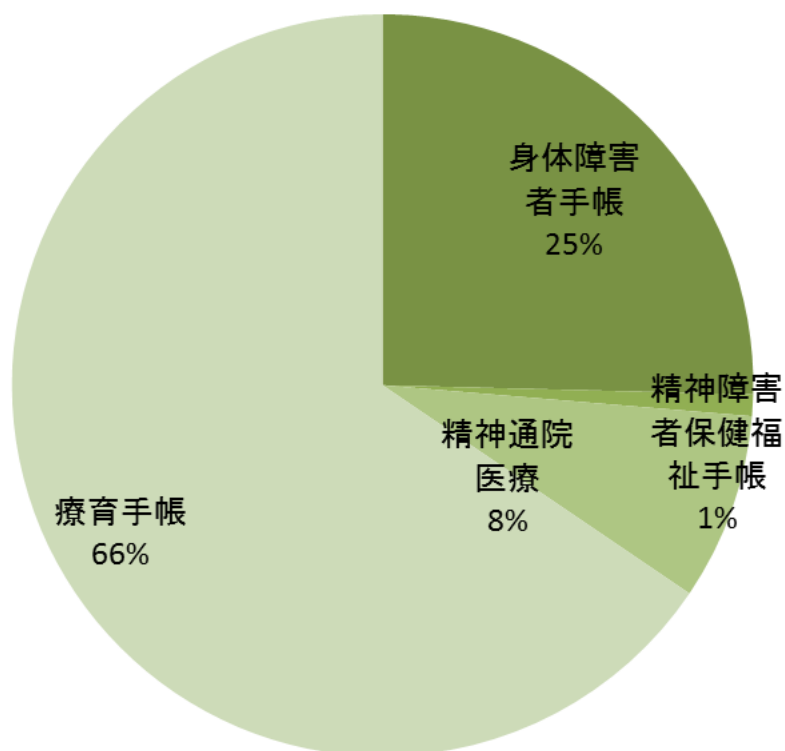
#### ④ 障害のある子どもの手帳所持者等の状況

障害のある子どもの手帳所持者は、293人、精神通院医療の受給者が26人となっています。図表12に示すとおり、療育手帳所持者の割合が、全体の66%と高くなっています。図表にはありませんが、身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aが重複している児童は、4人となっており、手帳制度では見えてこないため、重症心身障害児の把握が難しいのが現状です。

【図表11】 18歳以下の障害者手帳等所持者（平成29年8月末現在 単位：人）

手帳種別		計	1級/A	2級/B	3級	4級	5級	6級
身体	視覚	1	1	0	0	0	0	0
	聴覚	8	—	2	1	1	—	4
	言語	0	—	—	0	0	0	—
	内部	24	10	—	7	7		—
	肢体	48	29	3	5	3	6	2
精神		3	0	0	3	—	—	—
通院医療		26	—	—	—	—	—	—
知的		209	54	155	—	—	—	—
小計		319	94	159	16	11	6	6

【図表12】 障害児の手帳所持者等の割合



## 2 自立支援給付等の現状

### (1) 自立支援給付等の体系

【図表 1 3】介護給付（平成 2 9 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	206 人	20 か所
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	5 人	13 か所
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	4 人	4 か所
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	0 人	0 か所
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 人	0 か所
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	93 人	18 か所
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	23 人	※5 か所
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	365 人	15 か所
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	237 人	※18 か所

※ 「療養介護」、「施設入所支援」の事業所は、市内・県内外の利用事業所数となっています。



【図表 1 4】 訓練等給付（平成 2 9 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。	機能訓練 0 人	3 か所
		生活訓練 77 人	11 か所
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	45 人	6 か所
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。	A 型 76 人	4 か所
		B 型 568 人	29 か所
共同生活援助 (グループ ホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。	199 人	35 か所

【図表 1 5】 相談支援（平成 2 9 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
計画相談支援	サービス利用支援…障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 継続サービス利用支援(モニタリング)…支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	822 人	9 か所
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 1 8 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	1 人	4 か所
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	4 人	4 か所

(2) 自立支援給付等の年度別利用者数の推移

【図表 16】自立支援給付等の年度別利用者数の推移（単位：人）

サービス項目	H26	H27	H28	増減(H28-H26)
<b>訪問系サービス</b>	315	324	284	△31
<b>居宅介護</b>	296	305	274	△22
身体介護	64	62	59	△ 5
家事援助	150	161	164	14
通院身体介護あり	28	27	22	△ 6
通院身体介護なし	33	33	18	△15
通院乗降介助	21	22	11	△10
重度訪問介護	3	5	6	3
行動援護	0	0	0	0
同行援護	16	14	4	△12
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
<b>日中活動系サービス</b>	518	476	454	△64
生活介護	371	368	371	0
自立訓練（機能訓練）	3	0	0	△ 3
自立訓練（生活訓練）	144	108	83	△61
<b>就労系サービス</b>	697	730	722	25
就労移行支援	74	89	65	△ 9
就労継続支援（A型）	80	75	81	1
就労継続支援（B型）	543	566	576	33
<b>居住系サービス</b>	441	440	457	16
共同生活援助	187	193	212	25
共同生活援助（外部型）	1	1	2	1
施設入所支援	249	243	238	△11
自立訓練（宿泊訓練）	4	3	5	1
<b>その他のサービス</b>	118	135	146	28
療養介護	22	22	24	2
短期入所	96	113	122	26
<b>相談支援サービス</b>	1,016	1,034	1,159	143
計画相談	1,004	1,027	1,150	146
地域移行支援	4	0	3	△ 1
地域定着支援	8	7	6	△ 2
<b>障害児通所支援</b>	211	257	337	126
障害児相談支援	93	124	164	71
児童発達支援	29	30	41	12
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	89	103	132	43
保育所訪問支援	0	0	0	0

※ サービスを重複して利用しているため、合計は延べ人数です。また、年間を通じて、1日だけでも利用したことがある方も含まれているため他のデータと数が異なります。

### (3) 障害別利用者数の年度推移

障害別のサービス利用者数の割合は、平成28年度のデータで知的障害者が約38%と最も高く、ついで精神障害者約30%、身体障害者約20%の順となっています。(図表17) 3カ年の増減から身体、知的障害者の利用が8%減少しており、精神障害者のサービス利用が12%増加しています。また、障害のある子どものサービス利用者は、3年で伸び率が49%と激増しています。

【図表17】 障害別利用者数の年度推移 (単位：人)

障害者区分	H26	H27	H28	3か年の伸び率	64歳以下の手帳所持者数等	手帳所持者のサービス利用割合
障害児	121	141	180	49%	—	—
身体	310	294	284	△8%	1,369	20%
知的	556	554	547	△8%	952	57%
精神	394	410	442	12%	※1,073	41%
難病等	3	1	2	△33%	—	—
合計	1,384	1,400	1,455	5%	—	—

※ 精神の64歳以下の手帳所持者数等は、自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます。

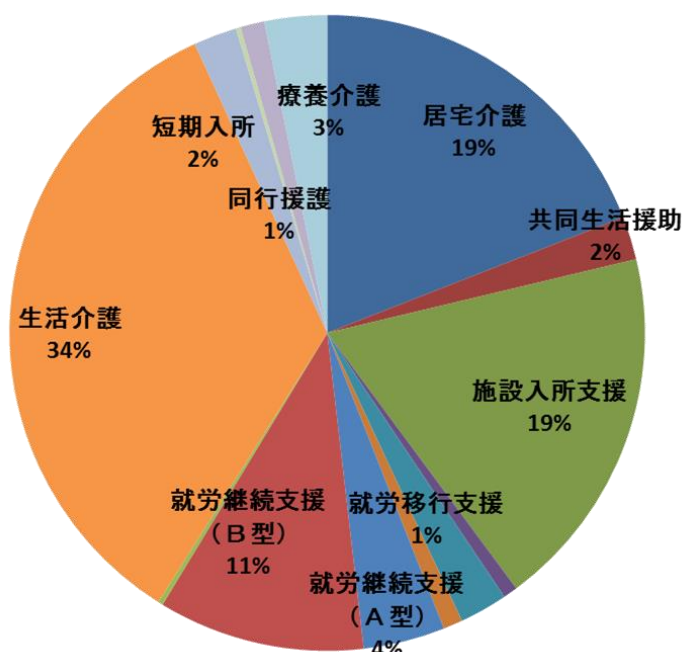
### (4) 障害別の障害福祉サービス利用状況

#### ① 身体障害者のサービス利用状況

身体障害者のサービス利用については、比較的重度の方の利用が多いことから、就労系サービスの利用が少なく、居宅介護、生活介護の利用が多い傾向にあります。

住まいの場は、自宅等が多く、次いで入所施設となっています。また、グループホームの利用は少なくなっており、これは、市内に身体障害者が入居できるグループホームが少ないためと考えられます。

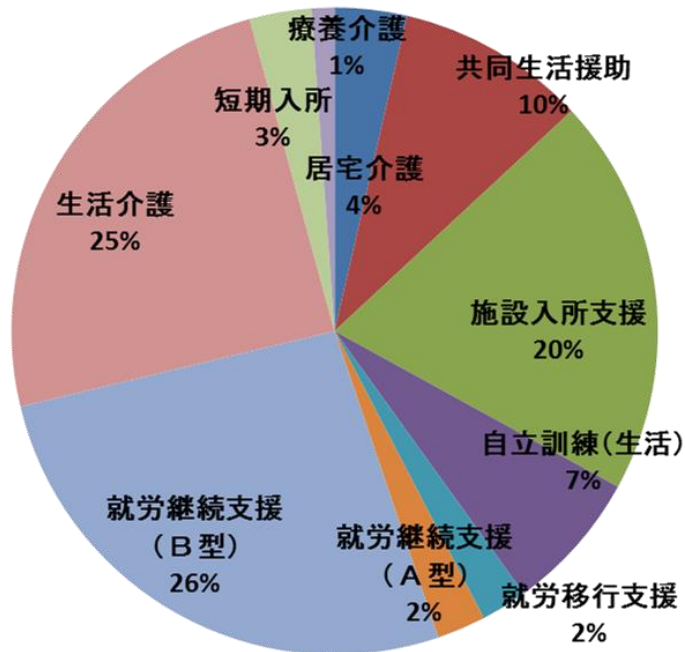
【図表18】



## ② 知的障害者のサービス利用状況

知的障害者のサービス利用は、就労系サービス、生活介護の利用が多い傾向にあります。居宅介護の利用が少ないことから、家族介護等のインフォーマルな支援が支えとなっていることが考えられます。また、知的障害者全体の20%の方が入所施設を利用しており、身体障害者同様に多く利用されています。

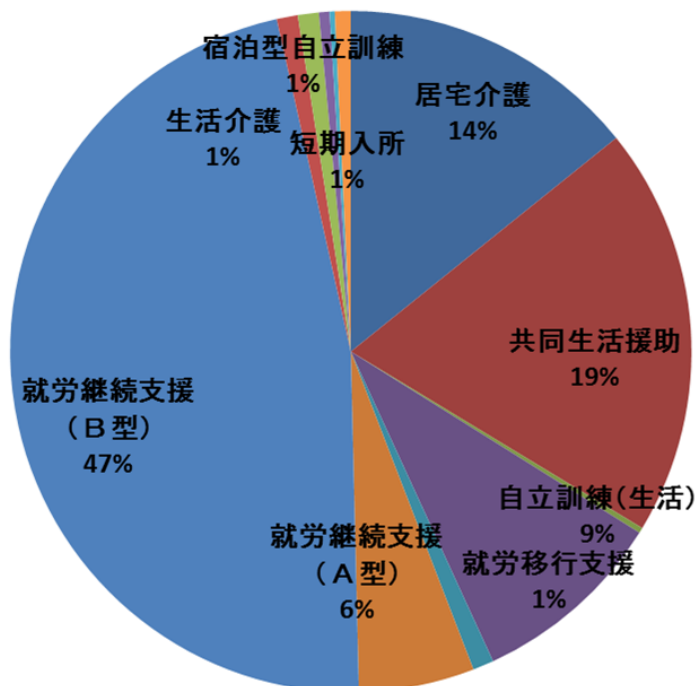
【図表19】



## ③ 精神障害者のサービス利用状況

精神障害者のサービス利用は、就労系サービス（就労継続支援A型、B型、就労移行支援）が全体の54%、就労系に生活介護、自立訓練を加えた日中活動系のサービスでは、64%となっています。また、精神障害者のグループホーム利用が多く、身体、知的障害者の入所支援に相当するものと考えられます。

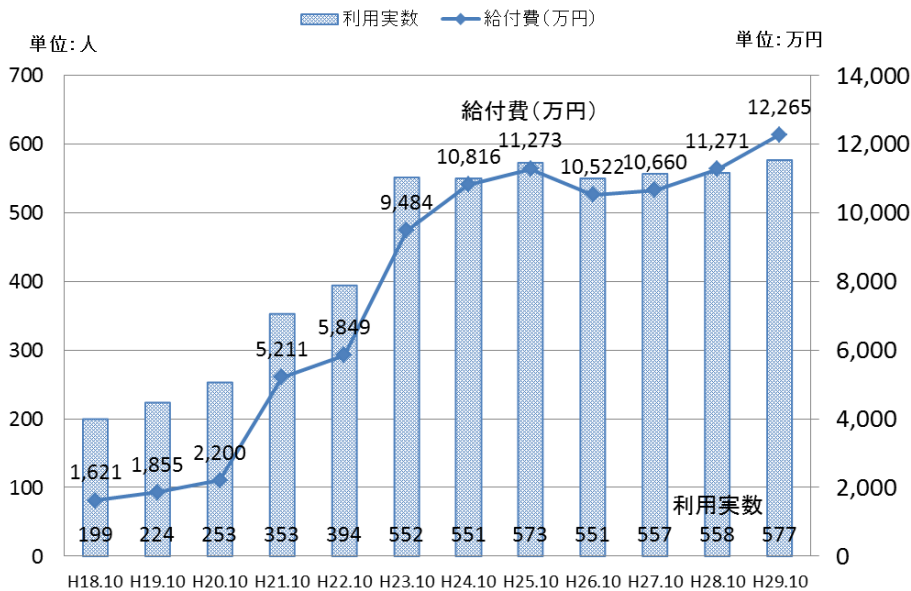
【図表20】



### (5) 介護給付費の推移

介護給付の利用状況は、平成24年度から横ばい傾向にあります。人口減少と身体障害者の高齢化による介護保険への移行等が考えられます。介護職の人材不足等から新規事業所の開設が見込めないため、今後も横ばい傾向が続くものと考えられます。

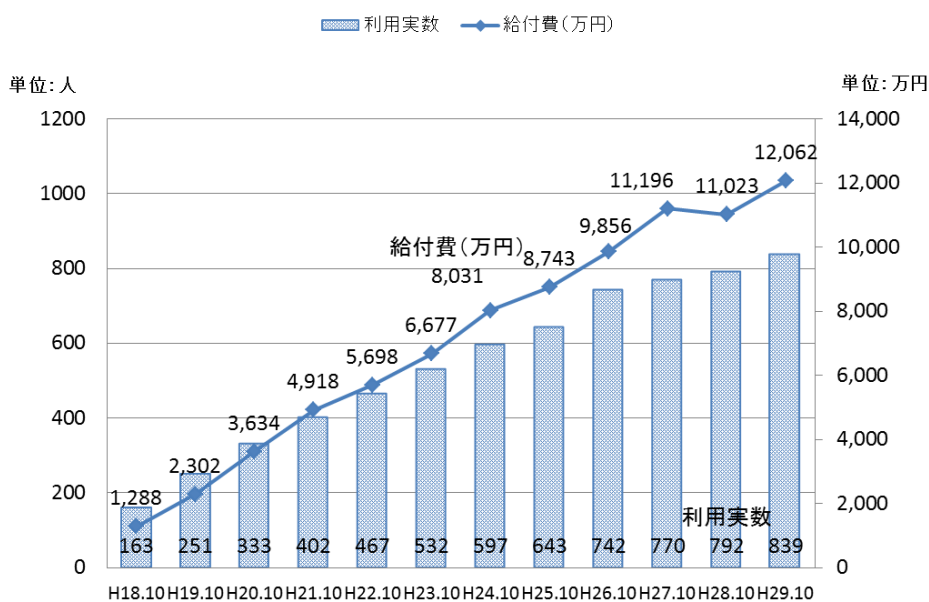
【図表2-1】 介護給付費と利用者数の推移



### (6) 訓練等給付の推移

平成27年度からの訓練等給付の利用は横ばい傾向にあり、特に、知的、精神の障害者が利用する自立訓練（生活訓練）と就労継続支援B型の事業所が増加しましたが、利用定員に空きがある状態です。

【図表2-2】 訓練等給付費と利用者数の推移



※ 「介護給付」と「訓練等給付」のサービス内容は、「(1) 自立支援給付等の体系」の項目を参照してください。(11ページの図表1-3、12ページの図表1-4)

(7) 指定障害福祉サービス事業所の整備状況

平成26年度から整備された指定障害福祉サービス事業所は下表のとおりです。

【図表23】指定障害福祉サービス事業所数の年度別新規開設数の推移

年度	提供サービス名		事業所数
H26	訪問系	居宅介護・重度訪問介護	1か所
	日中活動系	生活介護	1か所
		自立訓練（生活訓練）	1か所
	就労系	就労移行支援	2か所
		就労継続支援B型	2か所
	居住系	グループホーム（外部型）	1か所
	その他	短期入所	2か所
短期入所（医療型）		1か所	
相談支援	特定相談支援・障害児相談支援	1か所	
障害児通所支援	放課後等デイサービス	1か所	
H27	日中活動系	生活介護	1か所
		生活介護（基準該当）	1か所
		自立訓練（生活訓練）	1か所
	就労系	就労継続支援B型	1か所
	居住系	グループホーム（包括型）	1か所
障害児通所支援	放課後等デイサービス	2か所	
H28	訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	1か所
	日中活動系	生活介護	1か所
		生活介護	1か所
		自立訓練	1か所
	就労系	就労移行支援	1か所
		就労継続支援A型	1か所
		就労継続支援B型	3か所
	居住系	グループホーム	1か所
相談支援	一般・特定相談支援	1か所	
その他	短期入所	1か所	
障害児通所支援	児童発達支援	2か所	
	放課後等デイサービス	2か所	
H29	就労系	就労継続支援A型	1か所
		就労継続支援B型	1か所
	障害児通所支援	放課後等デイサービス	3か所

### 3 自立支援給付費・障害児通所支援給付費等の現状

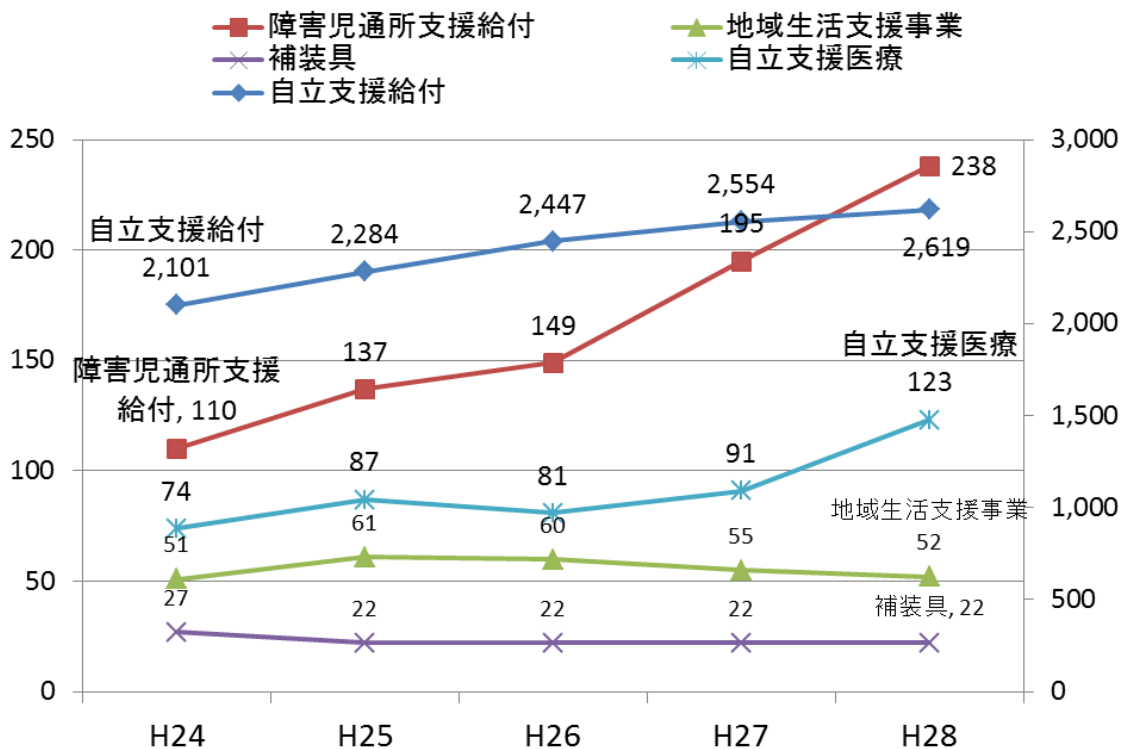
#### (1) 自立支援給付費等の推移

自立支援給付費は、利用者数の増加に伴い、給付費も増加していますが、第4期計画時に考察した数値よりも伸び率は鈍化しています。(図表24) 要因は、身体、知的の利用者が減少傾向にあるためと考えられます。逆に障害児通所支援給付費の伸び率は、増加しています。要因は、新たな事業所の開設により(前ページの図表23)、障害のある子どもの利用が伸びていることが考えられます。

【図表24】障害福祉施策関連事業費の年度推移(単位:百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	伸び率
自立支援	2,101	2,284	2,447	2,554	2,619	25%
伸び率	—	8.7%	7.1%	4.4%	2.5%	
障害児通所支援	110	137	149	195	238	116%
伸び率	—	24%	9%	31%	22%	
地域生活支援事業	51	61	60	55	52	0%
自立支援医療	74	87	81	91	123	65%
補装具	27	22	22	22	22	△18%
合計	2,363	2,591	2,759	2,917	3,054	29%
伸び率	—	10%	7%	6%	5%	平均 7%

【図表25】障害福祉施策関連事業費の年度推移(単位:百万円)



## (2) 自立支援医療の推移

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神通院医療は、精神医療を継続して受ける必要がある方への通院医療費を軽減するもので、更生（18歳以上）、育成（18歳未満）医療は、身体に障害がある方に対し、手術や通院することで障害を除去、または軽減することが見込める方に対し医療費を公費負担するものです。

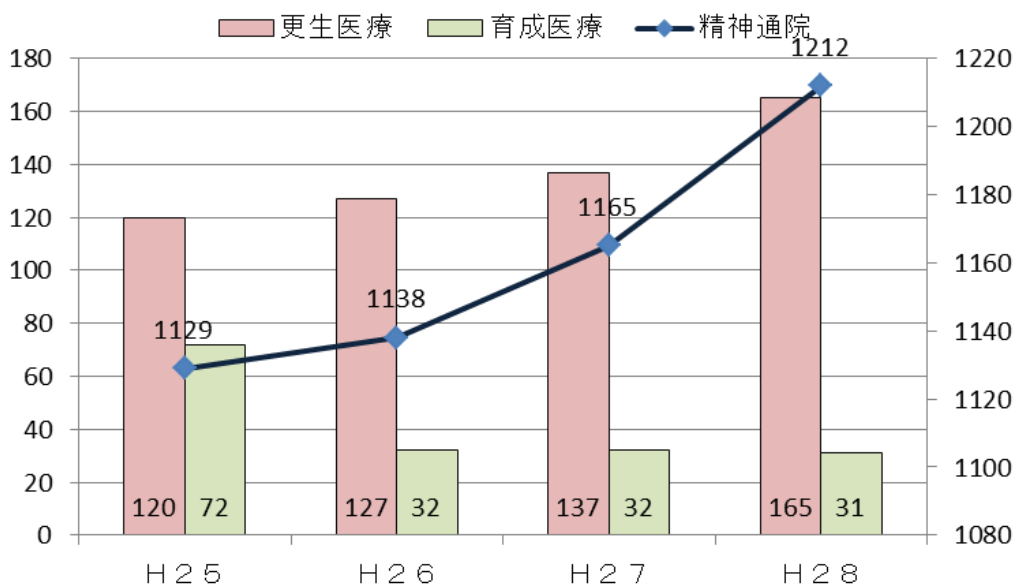
図表26に示すとおり、申請件数の年度推移から、更生医療の申請件数は、38%伸びており、高い値を示しています。これは、主に内部機能の手術費用、件数が増加しているためと考えられます。精神通院医療は、4年間で7%の伸びを示しています。

一方、育成医療の申請件数は57%減少しています。これは、子ども子育て支援制度の一環として子どもの医療費が無償化され、申請しなくとも医療費が無料となることから減少しているものですが、医療助成制度による国や県の負担分が、全額市負担となり、市財政への負担が課題となっています。

【図表26】自立支援医療申請件数の年度推移

区分	H25	H26	H27	H28	伸び率
自立支援医療（金額）	88百万円	82百万円	92百万円	123百万円	41%
精神通院	1,129件	1,138件	1,165件	1,212件	7%
更生医療	120件	127件	137件	165件	38%
育成医療	72件	32件	32件	31件	△57%

【図表27】自立支援医療申請件数の年度推移（単位：件数）





## 4 障害児の療育・教育の現状

### (1) 乳幼児期の状況

妊娠（母子健康手帳発行）から出生、乳児訪問、乳幼児健診（4か月、7か月、1歳6か月、3歳）を通じて、障害の早期発見、早期療育のため、市の保健師による相談支援を行います。障害があるまたは、発達面で心配がある子どもの支援にあたっては、ご家族の意向や思い等を大事にしながら、保健師や専門の医療機関、療育センター、児童福祉施設、教育関係機関、障害児通所支援（児童発達支援事業）等が連携して必要な支援を行います。特に、幼児期に発達障害の疑いのある子ども、養育困難な子どもについては、子ども家庭支援センターや児童相談所、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携して、その子どもの特性に応じた養育環境の調整を行い支援します。

医療的ケアが必要な子どもは、医療機関との連携を基に、市の保健師や子ども家庭支援センター等から、療育センターや児童発達支援事業、障害児相談支援の利用にはつながりますが、保育園、幼稚園等での受け入れが難しいのが現状です。

#### ① 乳幼児健康診査実施状況

3歳児健康診査では要指導・要観察等の子どもが48.5%になっています。（図表28）要指導・要観察等は、視覚、聴覚の発育や、視覚、聴覚以外の身長、体重などの身体的な成長や疾病（アトピー等も含む）等の身体的発育と、言葉や行動等の精神的な発育に対し、標準的な指標からの発育の遅れ等によって行われるものです。

したがって、3歳児の48.5%すべてに、何らかの障害や支援が必要であるというものではありません。

【図表28】乳幼児健康診査実施状況（平成28年度）

月 齢		4か月	7か月	1歳6か月	3歳
受診児総数		847人	881人	907人	893人
受診率		98.6%	98.8%	98.8%	98.1%
指導区分別 実人員(人)	問題なし	604人	677人	611人	460人
	要指導	17人	18人	26人	62人
	要観察	58人	74人	150人	172人
	要精密検査	52人	27人	28人	135人
	要治療・治療中	116人	85人	92人	64人
有所見率		28.7%	23.2%	32.6%	48.5%

## ② 子ども家庭支援センターにおける支援

乳幼児発達支援事業

### (ア) 発達相談

月1回実施しており、平成28年度実績は、59件で、発達相談以外の相談を含めた事業全体の相談件数は152件となっています。

### (イ) 巡回訪問研修

発達障害のある子どもや発達面で心配のある子どもの保育について、一人ひとりの子どもの特性に基づいた支援が見いだされるように、臨床心理士より研修を受け、その研修を土台にして、他園の保育士も考え方を学び、支援の有り方が広く周知され、それぞれの園に生かせる研修となっています。

### (ウ) 保育園等訪問

子ども家庭支援センターに配置された臨床発達心理士の資格を持った保育士が、保育園等を訪問し、特性に合わせた支援を検討し、現状と課題の整理、支援の方向性について話し合いの場を設けています。(図表29)

【図表29】保育園等巡回相談・訪問回数(平成28年度)

施設	巡回相談・訪問回数	
	回数	園数
公立保育園	38回	6園中 4園
民間立保育園	116回	34園中 28園
幼稚園	21回	8園中 6園

### (エ) 発達支援部会(鶴岡市保育協議会共催)

発達障害のある子どもや集団や家庭の中で気になる行動が見られる子どもを担当する保育園の保育士が、障害の理解や子どもの行動、その支援方法について、事例による検討やご家族や保育士等からの経験談、支援に必要な考え方等を月1回学び合う部会を開催しています。

### (オ) にこにこクラブ

発達障害や経過観察を要する子ども、家庭で育てにくさを感じる子どもに対し、発達を促す遊びを通して子どもを理解し子育てできるように、ご家族の困り感に寄り添い支援しています。

### ③ 保育園における支援

障害児保育の実施（加配対応等）の人数は、108人となっていますが（図表30）、加配対応されていない数を含めた要支援児入園状況は、平成29年度で153人（実人数）となっています。（図表31）支援が必要な子どもであっても診断がつかない、あるいは、未受診等により加配を受けていない子どももいるのが現状です。

【図表30】障害児保育の実施（加配対応等）保育園等の数

加配対応施設	施設数	人数	備考
民間立施設	16施設	36人	
指定管理施設	6施設	46人	
公立施設	6施設	26人	
計	28施設	108人	(総園児数の2.7%)
総園児数	46施設	3,980人	

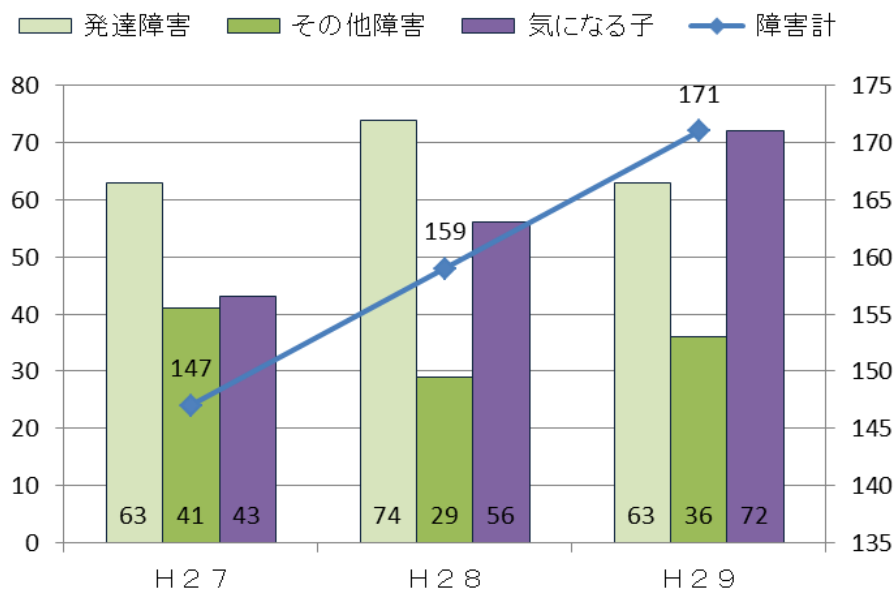
【図表31】保育園での支援が必要な児童数

障害別内訳	H27	H28	H29
発達障害	63人	74人	63人
その他障害	41人	29人	36人
気になる子ども※1	43人	56人	72人
計※2	147人	159人	171人
要支援児数	138人	150人	153人

※1 気になる子どもとは、「会話が成立しにくい、落ち着きがない、かんしゃくを起こしやすい等、保育園などの集団の中で見守りや個別対応を要する子ども」のことです。（本計画のみでの定義）

※2 診断名でカウントしているため、要支援児の数と障害別の計が違います。

【図表32】保育園要支援児数の年度推移（単位：人）



## (2) 就学期の状況

障害のある子どもが就学する場合は、通園する幼稚園や保育園、児童発達支援事業、障害児相談支援事業所、教育委員会、小学校、鶴岡養護学校等に相談することができます。就学先として、小学校や特別支援学校小学部があります。小・中学校には通常学級と特別支援学級があり、障害の種類や程度の軽重を考慮し、適切な環境で教育を受けることができるよう就学支援体制を整えています。

学校では、児童、生徒一人ひとりのニーズに応じた学習内容を提供できるよう、環境整備を行っています。

放課後や学校の休業日は、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援による放課後等デイサービス・日中一時支援事業等を利用することができます。

### ① 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数

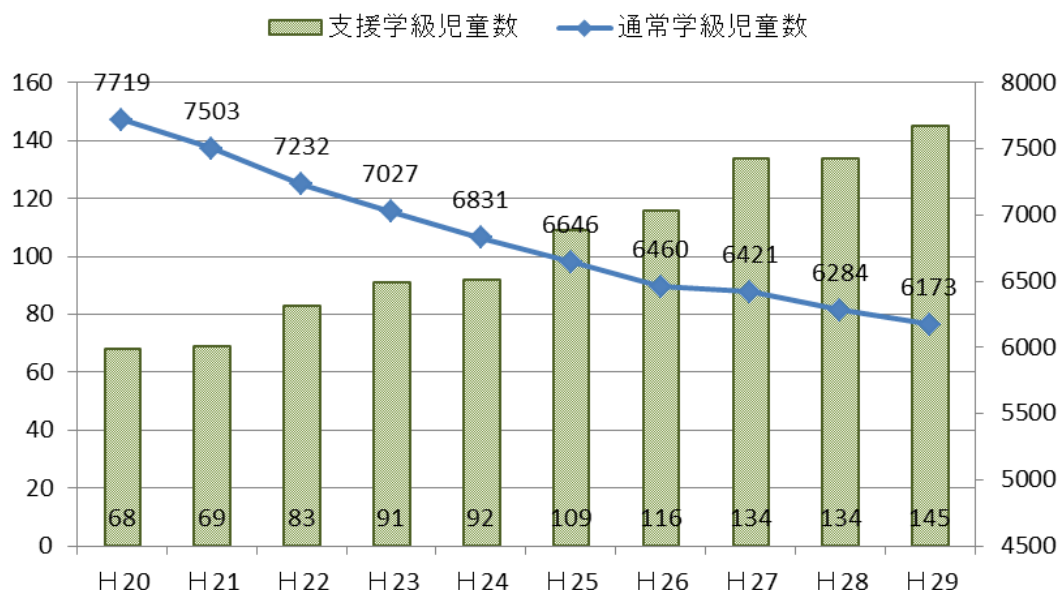
小・中学校の児童・生徒数は少子化により急激な減少傾向にあります。図表33は、小中学校の合計人数となっています。図表34に示すとおり小学校では、平成20年度の児童数が7,719人でしたが、今年度は6,173人と、約2割減少しています。

一方、特別支援学級の在籍児童数は増加傾向にあり、平成20年度は68人だった児童数が、今年度は145人と約2倍となっています。図表35に示すとおり中学校も同様の傾向がみられます。

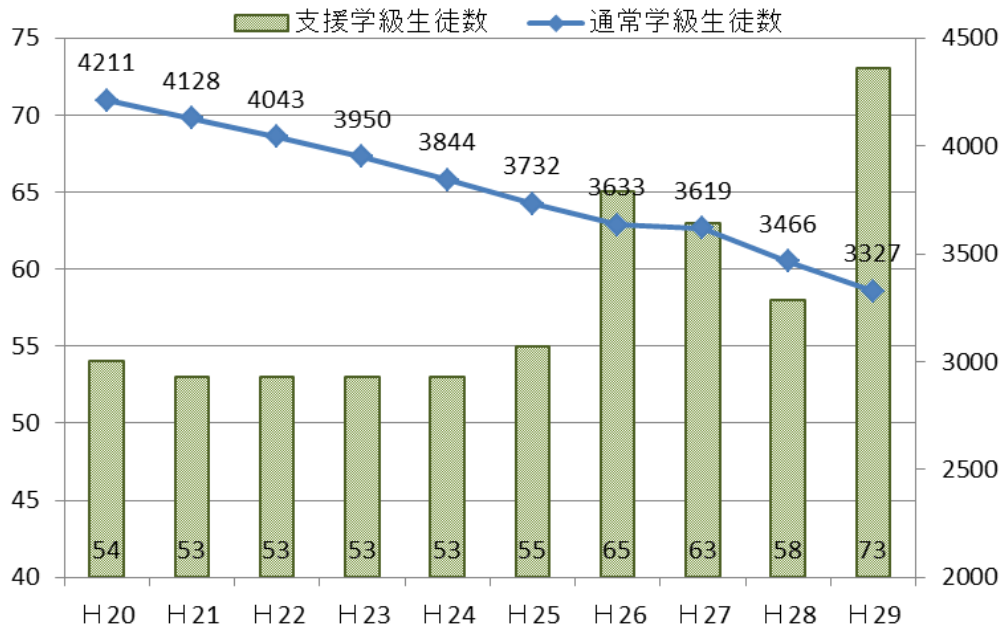
【図表33】小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数

	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学級	164人	181人	199人	192人	218人
通常学級	10,378人	10,089人	9,853人	9,554人	9,282人
合計	10,542人	10,270人	10,052人	9,746人	9,500人
割合(%)	1.6%	1.8%	2.0%	2.0%	2.3%

【図表34】小学校の児童数と特別支援学級児童数の年度推移(単位:人)



【図表 3 5】 中学校の生徒数と特別支援学級生徒数の年度推移（単位：人）



② 特別支援学級の児童・生徒数

【図表 3 6】 特別支援学級の児童・生徒数(平成 2 9 年 5 月 1 日現在)

	小学校		中学校		計	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
知的障害	28	68 人	12	37 人	40	105 人
自閉・情緒障害	25	69 人	11	30 人	36	99 人
肢体不自由	1	1 人	1	1 人	2	2 人
病弱	5	6 人	5	5 人	10	11 人
難聴	1	1 人	0	0 人	1	1 人
計	60	145 人	29	73 人	89	218 人

③ 通級指導教室の児童・生徒数

通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、その障害の状態に応じて「特別な教育課程」による指導を行う教育形態です。通級による指導は、その指導を必要とする児童生徒が、自校、あるいは、「通級指導教室」が開設されている他校に通い、指導を受けることとなります。市には、言語とLD・ADHDの2つの形態の教室があります。

【図表 3 7】 通級指導教室の児童・生徒数(平成 2 9 年 5 月 1 日現在)

	小学校	中学校	計
言語通級	106 人	0 人	106 人
LD・ADHD通級	18 人	0 人	18 人
計	124 人	0 人	124 人

#### ④ 特別支援教育の重点施策

個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育と組織体制の充実

- ① 専門家チームによる巡回相談の充実
  - ア) 特別支援教育充実事業、教育相談と組織体制の充実
- ② 特別支援教育に関する専門的指導者の養成と人材活用
  - ア) 特別支援教育講座（ベーシック・初級・中級・上級）の実施
  - イ) 特別支援コーディネーター連絡会の開催（年2回）
- ③ 特別支援教育に関わる校内委員会の機能強化と個別の支援体制の充実
  - ア) 学校教育支援員の継続配置
  - イ) 個別支援計画および指導計画に基づいた校内体制による適切な支援
- ④ 家庭との連携による将来を見据えた継続的な就学支援の充実
  - ア) 個に対応した適正な就学支援の推進
  - イ) 関係機関との連携による就学相談の実施

#### (3) 就労期の状況

ハローワーク、就業・生活支援センター、行政機関、医療機関が支援を行います。また、日常生活の状況に応じて福祉サービスの利用などを行います。親元から離れて、入所施設やグループホームで生活することもできますが、障害者自ら選択できる自立生活を実現するには、社会資源の充実や生活基盤を安定させる必要があります。

特に、精神障害者の地域生活においては、住まい、医療、福祉サービスの連携した基盤整備が必要となっています。

#### (4) 障害のある子どもの進路

障害のある子どもの進路において、義務教育以降の障害に対する理解、家族支援も含む障害児支援が不足しているのが現状です。特に、特別支援教育が進む中、通常学級で学ぶ機会が増えている中で教育と福祉、就労分野が連携し、一般就労に向けた支援体制の構築、「キャリア教育・職業教育」の充実が求められています。

#### ※キャリア教育・職業教育

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。(中略)。

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である。職業教育は、学校教育のみで完成するものではなく、生涯学習の観点を踏まえた教育の在り方を考える必要がある。(中略)。

出典：文部科学省 中央教育審議会平成23年1月31日「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申) 16ページから抜粋

【図表 38】 鶴岡高等養護学校の卒業生の進路

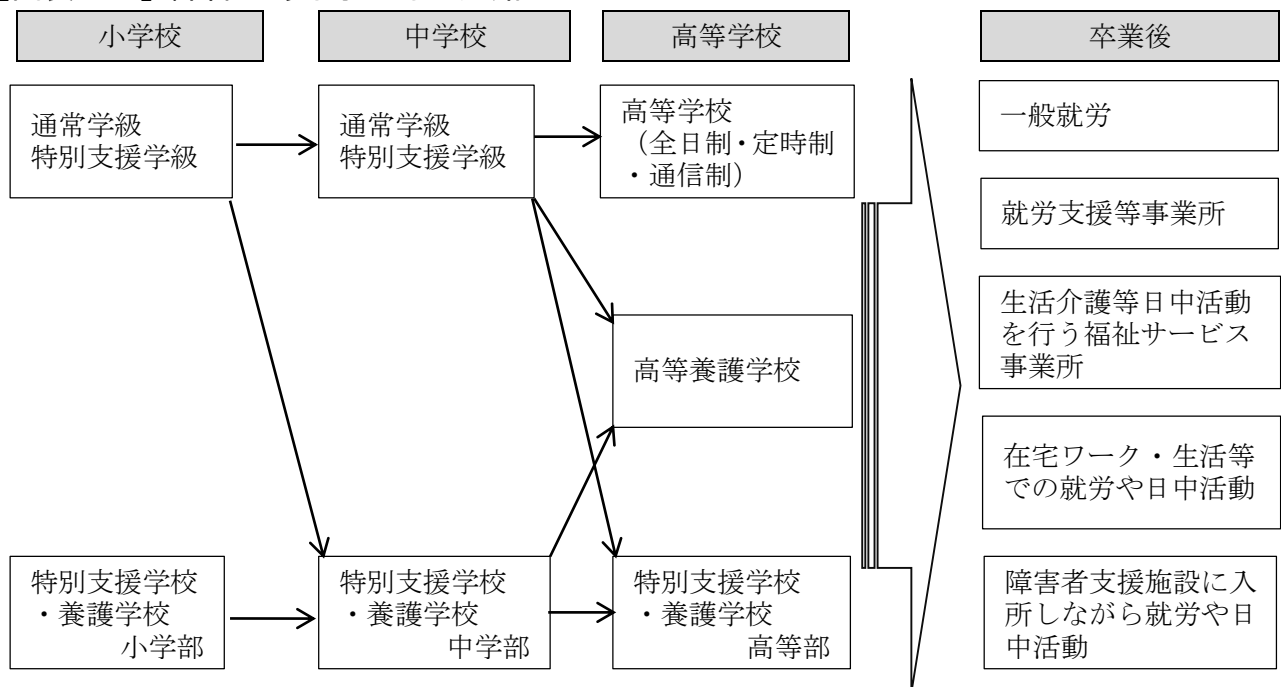
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
一般就労	14 人	16 人	12 人	18 人	11 人
福祉就労※	4 人	2 人	6 人	3 人	3 人
自宅等	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
卒業生数 (計)	18 人	18 人	19 人	21 人	14 人

※ 就労継続支援 A 型 (雇用型) を含みます。

【図表 39】 鶴岡養護学校の卒業生の進路 (鶴岡市出身者のみ)

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
一般就労	4 人	—	1 人	3 人	1 人
就労移行支援	—	—	3 人	—	—
就労継続支援 A 型	—	2 人	1 人	—	—
就労継続支援 B 型	6 人	5 人	—	5 人	6 人
自立訓練	5 人	2 人	1 人	1 人	1 人
生活介護	3 人	1 人	1 人	2 人	2 人
在宅	—	—	—	2 人	—
その他	1 人	1 人	—	—	—
計	19 人	11 人	7 人	13 人	10 人

【図表 40】 障害のある子どもの進路



## (5) 県の専門機関における状況

### ① 児童相談所における支援

#### 精神発達精密健康診査事業

市町村が実施する1歳6か月及び3歳児健康診査の結果、精神発達の遅れが疑われる子どもについて、市町村の依頼により精密健康診査を実施し、必要に応じて事後指導を行います。

平成28年度 1歳6か月 0件、3歳児 17件、事後指導 1件  
児童福祉法10条3項に基づく検査 17件 ……計35件

### ② こども医療療育センター庄内支所における支援

肢体不自由児をはじめ、ことばや知的な発育に遅れのあるすべての子どもの通院による療育・訓練を実施しています。

#### (ア) 診療科目（平成28年度実績延べ人数）

内科、整形外科、小児科、歯科 年間受診者数 5,847人

#### (イ) リハビリテーション（平成28年度実績延べ人数）

理学療法、作業療法、言語療法 年間訓練者数 6,026人  
(理学療法士2名、作業療法士2名、言語聴覚士2名)

#### (ウ) 障害児等療育等支援事業

##### a. 外来療育相談

障害がある方やご家族に対し、相談員を中心としてこども医療療育センターの職員が相談支援を行っています。

##### b. 地域療育機関への専門職員派遣

地域の障害児通所支援サービス事業所や障害のある子どもが通っている放課後児童クラブ等の機関に対して、利用者の障害に応じた専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等）が訪問し、技術の指導、助言を行います。

##### c. 療育機関に対する支援

療育機関の担当者の連絡会議や、障害のある子どもの療育に携わる保育士、幼稚園教諭、保健師、療育機関の職員を対象に研修会を行います。



(6) 障害児福祉サービスの状況

【図表 4 1】 障害児通所支援【市町村】（平成 29 年 8 月末現在）

サービス名		サービス内容	利用者数	事業所数
児童発達支援	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある子どもや家族への支援」、「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。	福祉型 0 人	0 か所
		医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。	医療型 0 人	0 か所
	児童発達支援	通所利用の未就学の障害のある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。	福祉型 32 人	5 か所
		医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。	医療型 0 人	0 か所
放課後等 デイサービス	<p>学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>	145 人	10 か所	
保育所等 訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>	0 人	0 か所	
障害児 相談支援	<p>障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>	147 人	4 か所	

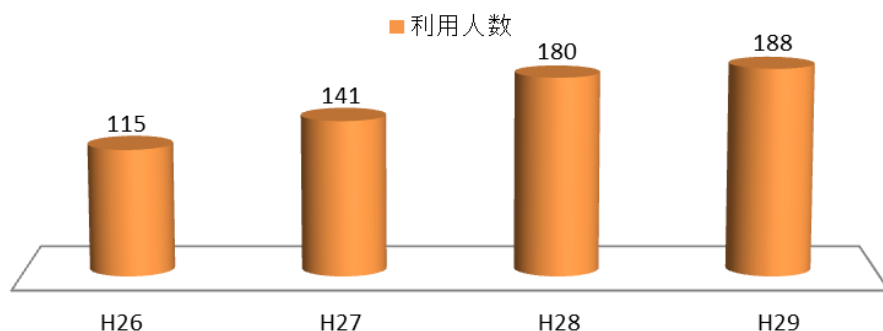
【図表 4 2】 障害児入所支援【都道府県】（平成 2 9 年 8 月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
福祉型 障害児 入所施設	<p>障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p>	7 人	<p>県内 3 か所 鳥海学園 最上学園 やまなみ学園</p>
医療型 障害児 入所施設	<p>障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成 2 4 年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>1 8 歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p> <p>*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>*現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満 2 0 歳に達するまで利用することができます。</p>	0 人	<p>県内 3 か所 山形病院 米沢病院 こども医療療育センター</p>

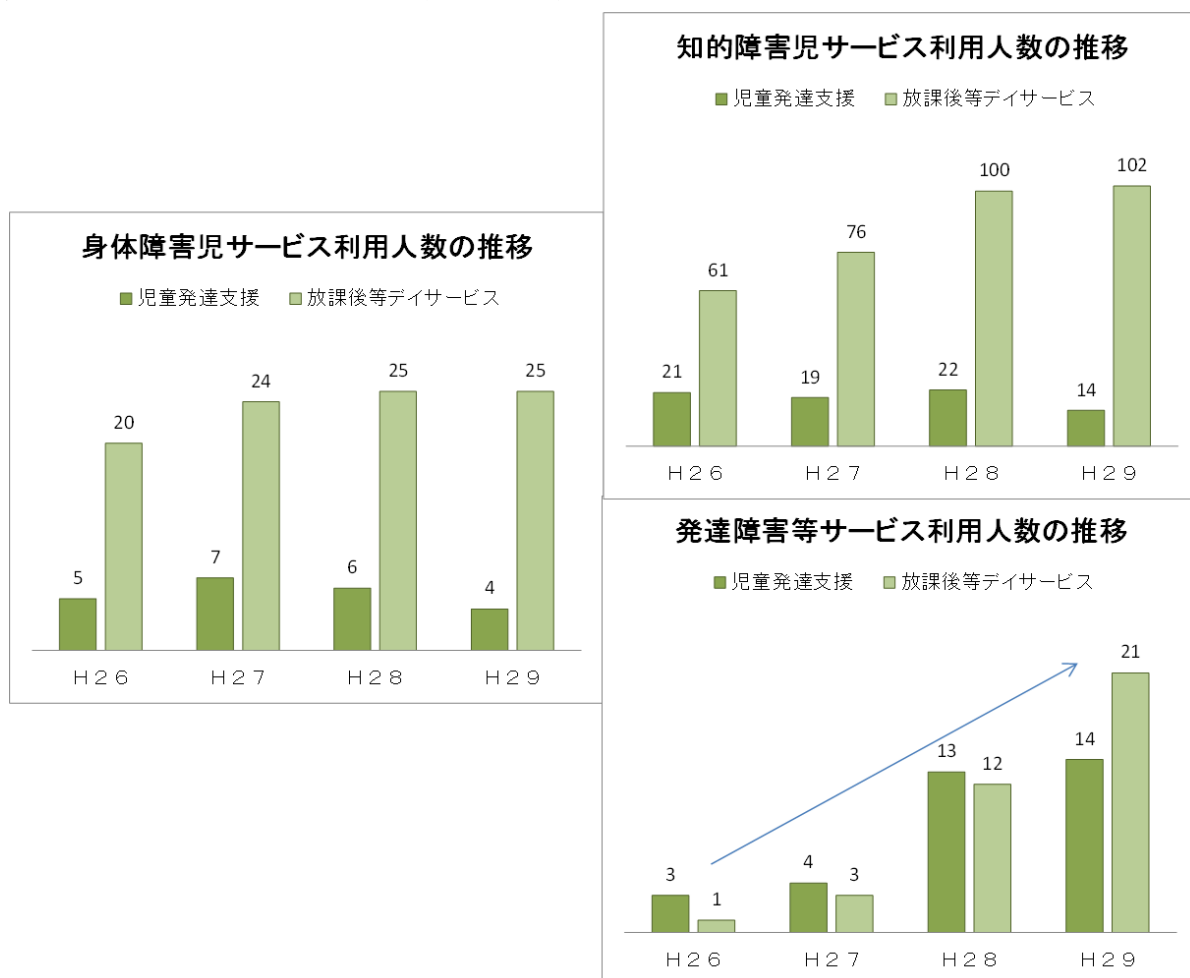
### ① 障害児通所支援の利用者数の推移

障害児通所支援の利用ニーズとともに事業所数が増加し、利用者も増加傾向にあり、平成26年度から比較して63.4%増加しています(図表43)。図表44の障害別障害児通所支援利用者数の年度推移では、身体障害のある子どもについては、横ばい傾向にありますが、発達障害と知的障害のある子どもは、増加傾向にあり、発達障害のある子どものサービス利用は、4年間で約9倍に増加しています。

【図表43】障害児通所支援利用者数の年度推移(単位:人)



【図表44】障害別障害児通所支援利用者数の年度推移(単位:人)



※ 図表44のサービス利用者数は、平成28年度の利用実績で、サービス支給決定上の分類(手帳情報や医師意見書等)に基づいた人数となっています。障害が重複している場合は、どちらか一方に計上しています。

## 第3章 第4期障害福祉計画の成果目標と活動指標の進捗状況

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市の第4期障害福祉計画の地域移行の目標

平成25年10月末の施設入所者数（A）233人から

- 平成29年度末の地域生活に移行する障害者の目標を31人とします。
- 平成29年度末の入所者数の減少数目標を13人とします。

【図表45】

福祉施設入所者の 地域生活への移行		H27	H28	H29 (見込み)
入所施設から共同生活 援助(グループホーム)等 に移行した人数	目標	28人	31人	31人
	実績(B)	13人	8(21)人	7(28)人
	率B/A	—	—	12.0%
施設入所者数	目標	223人	219人	220人
	実績	231人	229人	227人
減少数	目標	10人	14人	13人
	実績(C)	2人	4人	6人
	率C/A	—	—	2.6%

※ 入所施設から共同生活援助（グループホーム）等に移行した人数は、施設替えを除く人数  
 ※ 表中かっこ書きは、平成27年度から平成29年度見込みまでの延べ人数

### 2 福祉施設からの一般就労への移行

本市の第4期障害福祉計画の一般就労への移行の目標

- 平成24年度の福祉施設から一般就労した4人から、平成29年度末は30人（7.5倍）とします。
- 福祉施設利用者の内、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者26人から、平成29年度末は就労移行支援を利用する人の目標を40人とします。

【図表46】

福祉施設からの一般就労への移行		H27	H28	H29 (見込み)
福祉施設※から 一般就労した人数	目標	10人	25人	30人
	実績	4人	5人(9人)	3人(12人)
	率	—	—	3倍
福祉施設の利用者が 就労移行支援を利用 した人数	目標	67人	67人	40人
	実績	46人	44人	39人
	率	—	—	50%増

※ 福祉施設…生活介護（通所）、自立訓練（機能、生活）、就労継続支援（A型、B型）をいう。  
 ※ 表中かっこ書きは、平成27年度から平成29年度見込みまでの延べ人数

### 3 障害者の地域生活支援

【図表 4 7】

項目		H 2 9	備考
地域生活支援拠点の整備	目標	1 か所	平成 2 9 年度末時点
	実績	未設置	

#### 【現状】

虐待等の緊急時の受け入れや障害者の養護者が要介護状態となった場合、あるいは、障害者の養護者が亡くなった場合など、住まいの確保が課題となっています。

また、施設や長期入院患者はもちろんのこと、地域（自宅）から地域（アパート、グループホーム等）で生活して行くため、地域（アパートやグループホーム等）での生活準備や、宿泊体験や生活訓練等の対応が求められており、その受け皿として、地域生活支援拠点の整備が必要となっているものです。

現状では、基幹相談支援センターである鶴岡市障害者相談支援センターを中心に、自立支援協議会で作られたネットワークを活用しながら、各サービス事業所が連携し、緊急避難のための短期入所、施設入所の調整、地域生活の準備としての宿泊体験や生活訓練等、既存のサービスで対応しています。

#### 4 自立支援給付の実績状況

##### (1) 訪問系サービス

居宅介護等の在宅サービスは、ほぼ見込み通りとなっています。サービス提供事業所が減少傾向にあることから今後の利用傾向も横ばいで推移すると見込まれます。「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は鶴岡市内に事業所がないため利用がありません。

【図表 4 8】

事業名	年度	H 2 7		H 2 8		H 2 9 (見込み)	
	単位	時間分	人	時間分	人	時間分	人
居宅介護	見込	3,195	173	3,226	175	3,257	177
	実績	3,305	178	2,898	189	2,853	177
	率	103%	103%	89.8%	108%	86%	100%
重度訪問 介護	見込	260	2	390	3	390	3
	実績	145	4	158	5	162	5
	率	56%	200%	40.5%	166%	42%	166%
行動援護	見込	30	3	30	3	30	3
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
同行援護	見込	10	5	10	5	10	5
	実績	26	10	10	3	10	5
	率	260%	200%	100%	60%	100%	100%
重度障害者 等包括支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0	0	0	0	0	0

##### サービス量の単位について「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に1人1か月あたりの平均利用時間を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の利用人数が120人で、120人の平均利用時間が10時間だったときは、 $120人 \times 10時間 = 1200時間分$ となります。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に1人1か月あたりの平均利用日数を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の利用人数が20人で、20人の1か月あたりの平均利用日数が15日だったときは、 $20人 \times 15日 = 300人日分$ となります。

## (2) 日中活動系サービス

生活介護の進捗状況は、ほぼ見込み通りとなっておりますが、自立訓練は、見込み量よりも少ない状況となっております。

「生活介護」は、施設入所者が多く利用しており、生活介護利用者の約60%が「施設入所支援」と「生活介護」の組み合わせで利用しています。「生活介護」を利用できる障害者は、原則、障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上、施設入所者は障害支援区分4以上入所者の50歳以上は障害支援区分3以上）となっており、常時介護を必要とする方が対象となっております。サービス提供事業所が増加しており、主に知的・精神障害者の利用が増加傾向にあります。

第4期計画期間中は、「自立訓練（機能訓練）」の利用がありませんでした。このサービスは、身体障害者が入所、入院等からの地域移行するための生活レベル向上のため訓練するサービスで、利用する方が限定的であり、今後の利用も見込めないのが現状です。サービス利用を促進するには、医療機関のリハビリや介護保険サービスによるリハビリと、障害福祉サービスの違い、特長を出す必要があります。

自立訓練（生活訓練）の利用者も減少傾向にありますが、ひきこもり状態や、生活訓練の必要な精神障害者や発達障害者等の利用ニーズが今後高まるものと思われま

【図表 4 9】

事業名	年度 単位	H 2 7		H 2 8		H 2 9（見込み）	
		人日分	人	人日分	人	人日分	人
生活介護	見込	7,208	368	7,360	376	7,512	384
	実績	6,650	343	6,721	380	6,559	349
	率	92%	93%	91.3%	101%	87%	90%
自立訓練 (機能訓練)	見込	42	3	42	3	42	3
	実績	0	0	0	0	0	0
	率	0%	0%	0%	0%	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込	1,424	89	1,456	91	1,552	97
	実績	1,203	79	870	59	986	66
	率	84%	89%	60%	65%	64%	68%

### (3) 就労系サービス

就労移行支援は、見込み量を大幅に下回っています。就労移行支援は、経過措置（直接就労Bを利用）による利用者の短期間利用が無くなったこと、事業を休止する事業所があったことが原因と考えられます。

しかしながら、平成28年度に新規事業所が立ち上がっており、一般就労へ結び付けるニーズは高まっています。特に、精神障害者や発達障害者のニーズがあります。

就労継続支援A型、B型の実績は、ほぼ見込み通りとなっています。就労継続支援A型は、事業所数が1つ増え、利用者は微増傾向となっています。就労継続支援B型は、新規事業所が多く立ち上がっていることから増加傾向にありますが、利用定員に余裕があることから今後の動向に注視が必要です。

【図表50】

事業名	年度	H27		H28		H29（見込み）	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
就労移行支援	見込	1,060	67	1,060	67	1,060	40
	実績	722	43	641	39	602	39
	率	68%	64%	60%	58%	60%	97%
就労継続支援 A型	見込	1,200	60	1,600	80	1,600	80
	実績	1,405	66	1,458	69	1,423	70
	率	117%	110%	91%	86%	89%	88%
就労継続支援 B型	見込	8,154	453	8,424	468	8,694	483
	実績	9,234	497	9,148	529	10,207	538
	率	113%	110%	108%	113%	117%	111%



#### (4) 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援は、ほぼ見込みどおりとなっています。自立訓練（宿泊型）は、目標設定はありませんが、利用実績がありました。共同生活援助は、サービス提供事業所が増加しているため、今後の利用者の増加が見込まれます。

【図表 5 1】

事業名	年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9（見込み）
	単位	人	人	人
自立訓練（宿泊）	見込	0	0	0
	実績	1	3	3
共同生活援助	見込	181	201	222
	実績	179	184	192
	率	98%	92%	86%
施設入所支援	見込	228	224	223
	実績	229	230	227
	率	100%	103%	102%

#### (5) その他のサービス

短期入所は、利用人数は多いですが、支給量は、ほぼ見込みどおりとなっています。実績で福祉型と医療型の区別がないため、第4期計画では別々に目標設定しましたが、表中では、合算した目標と比較しています。

療養介護は、山形病院や米沢病院等、入院しながら医療的ケアが必要とする障害のある方が病院内で行われる療養・訓練、日常生活上の支援を受けるサービスです。医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

【図表 5 2】

事業名	年度	H 2 7		H 2 8		H 2 9（見込み）	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
療養介護	見込	—	22	—	22	—	22
	実績	—	22	—	23	—	23
	率	—	100%	—	104%	—	104%
短期入所 （福祉型・ 医療型）	見込	360	46	409	52	466	60
	実績	339	53	348	55	404	65
	率	94%	115%	85%	105%	86%	108%

## 5 地域生活支援事業の実績状況

地域生活支援事業は、自立支援給付以外の障害福祉サービスで、それぞれの市町村の特性や状況に応じて柔軟に事業を定め、障害者が地域の中で自立した生活を営むことができるように行う事業の総称です。障害者がその地域で安心して地域生活が送れるように支援することを目的としています。

### (1) 必須事業

【図表 5 3】

事業名	事業内容	H 2 7	H 2 8	H 2 9 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	市民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。	有	有	有
自発的活動 支援事業	障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援しています。	有	有	有
障害者 相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）ピアカウンセリング等を行います。	2 か所	2 か所	2 か所
住宅入居等 支援事業	障害者等の住宅入居に必要な調整等に係る支援や家主等への相談・助言を行います。	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成します。	0 人	1 人	1 人
手話通訳奉仕員 派遣事業	手話通訳者、手話奉仕員を派遣します。	133 回	138 回	100 回
要約筆記奉仕員 派遣事業	要約筆記者を派遣します。	19 回	17 回	20 回
手話通訳者 設置事業	聴覚障害者等の相談支援のために手話通訳者を設置します。	1 か所	1 か所	1 か所
日常生活用具 給付等事業	重度障害者等に自立支援用具等の日常生活用具を給付します。	1,927 件	2,009 件	2,009 件
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行います。	163 人	167 人	169 人
地域活動 支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動、生産活動の機会を提供し地域生活支援の促進を図ります。	1 か所	1 か所	1 か所

## (2) 任意事業

障害者の地域生活等でのニーズを踏まえ、快適な生活を送るための多様な福祉資源の整備を図ります。地域の実情に応じて、その個性や適性を生かしながら能力を発揮できる環境づくりを進め、現在提供しているサービスを継続して実施します。また、その需要・必要性等を考慮して、積極的に支援しています。

【図表 5 4】

事業名	事業内容	H 2 7	H 2 8	H 2 9 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	18 人	17 人	14 人
職親委託制度	知的障害者を一定期間預け、生活指導、技能習得訓練等を行い雇用の促進を図ります。	0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業 (日帰りショート)	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため日帰りで預かるサービスです。	21 人	23 人	18 人
日中一時支援事業 (タイムケア事業)	障害のある子どもを日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	10 人	8 人	13 人
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行いません。	0 人	0 人	0 人
スポーツ教室等 開催事業	スポーツ教室の開催、「福祉体育祭」の開催により社会参加の促進を図ります。	有	有	有
声の広報等 発行事業	視覚障害者の方に、音声訳により、「市の広報」、「市議会だより」を提供します。	27 人	27 人	20 人
		16 回	16 回	17 回

## 6 障害児通所支援の実績状況

障害児通所支援事業は、新規参入の事業所が増加しており、3か年の利用者は大幅に増加しています。特に障害者手帳がなく、医師の診断に基づく発達障害児等の利用が増えています。平成30年にも新たな事業所が計画されていることから、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

【図表55】

事業名	年度	H27		H28		H29（見込み）	
	単位	人日分	人	人日分	人	人日分	人
児童発達支援	見込	280	28	290	29	304	30
	実績	267	30	312	41	319	32
	率	95%	107%	107%	141%	105%	106%
放課後等デイサービス	見込	1,075	85	1,095	87	1,138	90
	実績	1,421	103	1,715	132	2,124	147
	率	132%	121%	157%	152%	186%	163%
保育所等 訪問支援	見込	0	0	0	0	120	10
	実績	0	0	0	0	0	0
	率						
医療型児童 発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	率						
障害児 相談支援	見込		22		25		27
	実績		25		37		49
	率		113%		148%		181%

## 第4章 第5期障害福祉計画の成果目標と活動指標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 《国の目標値》

- ① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム等へ移行するものの数を、移行率9%以上とする。
- ② 施設入所利用者の減少見込み数を、減少率2%以上とする。

【試算】 ① 平成28年度末の人数229人×9%≒21人  
 ② 平成28年度末の人数229人×2%≒5人

#### 《目標設定に関する本市の考え方》

- 地域生活移行者については、これまでの本市における地域生活への移行実績や障害支援区分の状況、ニーズ調査結果に基づき目標の設定を行う。
- 施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

#### 【図表56】

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	229人	平成28年度末時点
目標年度の施設入所者数 (B)	224人	平成32年度末時点
【目標値】地域生活移行者数 (C)	21人	平成32年度末までにグループホーム等へ移行するものの数
[地域生活移行率] (C) / (A)	9.2%	(移行率9%以上とする)
【目標値】削減見込 (A - B)	5人	差引減少見込み数
[減少率] ((A) - (B)) / (A)	2.2%	(減少率2%以上とする)

#### 《目標達成に向けた施策の方向性》

- 入所施設の取り組みの強化  
 障害者のニーズを尊重するとともに計画相談支援と相まって入所施設の地域移行の取り組みを強化します。
- 住まいの場の確保  
 グループホーム事業所の新規開設や公営住宅の利用促進を図るとともに、公営住宅のグループホーム化も有効な手段であると考えられるため検討を進めます。
- 地域における理解の促進  
 障害者の生活を支える地域で障害や障害者への理解を促進するため、様々な機会を通じて啓発活動を行います。
- 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援  
 加齢や障害の重複によって障害の度合いが重度化しても必要な支援が適切に受けられるよう、様々な制度や社会資源を活用できるよう相談支援の充実を図ります。
- 地域における支援体制の強化（地域生活支援拠点等の整備促進等）  
 基幹相談支援センターを中核にした地域生活支援拠点の整備を促進します。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 《国の目標値》

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を平成32年度末までの全ての市町村に設置する。

### 《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定する。

### 【図表57】

項目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	平成32年度末の数 (全ての市町村に設置)

### 《目標達成に向けた施策の方向性》

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進  
精神障害等にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、自立支援協議会の「相談支援部会」に設置した「地域移行・地域定着支援委員会」を協議の場として、精神障害者等の地域移行と地域包括ケアシステムの検討を進めます。

## 3 地域生活支援拠点の整備

### 《国の目標値》

- ① 地域生活支援拠点の整備を平成32年度末までに各市町村に最低1つを整備する。

### 《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定する。

### 【図表58】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1つ	平成32年度末の数 (各市町村に最低1つを整備)

### 《目標達成に向けた施策の方向性》

- 拠点に対するサービス提供事業所や関係機関等の理解促進と連携  
地域生活支援拠点は、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などができる拠点を整備することが求められているものです。  
現状では、自立支援協議会で作られたネットワークを活用し、基幹相談支援センターである障害者相談支援センターを中心に各サービス事業所が連携して対応しています。この支援をさらに発展させ、拠点化を進めるとともに、「地域生活支援拠点設置準備委員会」（仮称）を自立支援協議会に設置し、今後の地域生活支援拠点のあり方についても検討し整備を進めます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

##### 《国の目標値》

- ① 平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を、平成28年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数の1.5倍以上とする。
- ② 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数を、平成28年度末の利用者数の20%以上増加とする。
- ③ 就労定着支援による職場定着率について、支援開始1年後の利用者の職場定着率を80%以上とする。(新規事業)

【試算】 ① 平成28年度末の人数11人×1.5倍≒17人

② 平成28年度末の人数44人×20%増≒53人

##### 《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して目標の設定を行う。

##### 【図表59】

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	11人	平成28年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	17人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
[増加率] (B) / (A)	1.5倍	(1.5倍以上とする)
現在の就労移行支援事業の利用者数 (C)	44人	平成28年度末の利用者数
目標年度末における就労移行支援事業利用者数 (D)	53人	平成32年度末の利用者数
[増加率] ((D) - (C)) / (C)	20.0%	(20%以上を目指す)
就労定着支援による職場定着率	80.0%	支援開始1年後の利用者の職場定着率(80%以上とする)

##### 《目標達成に向けた施策の方向性》

- 一般就労に向けた福祉施設の取り組みに対する支援  
自立支援協議会の「しごと部会」でのネットワークを活用し、情報共有と一般就労への取り組みを推進します。
- 就労移行支援事業者の確保  
就労移行支援事業の利用促進に向けて事業内容等などの情報を提供するとともに、新規事業所の開設を促進します。
- ハローワーク等関係機関の就労支援策の活用
- 一般就労へ移行することが困難な方に対する支援  
福祉就労での工賃向上に向けて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(以下「障害者優先調達法」といいます。)の調達方針に基づき調達を進めます。

## 5 自立支援給付の見込量

前期計画中の利用実績やアンケートによるニーズ調査等をもとにサービスごとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」と「利用時間」、「利用延べ日数」（月単位）として算出しています。

### 【サービス実施の基本的な考え方】

計画相談支援による的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに必要な障害福祉サービスや身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。

支給決定にあたっては、本人または家族等からの丁寧なアセスメントを実施し、サービスの適切な利用のため、必要な情報提供と国の取扱事務要領及び市独自の支給決定ガイドライン等に基づき、適切な支給量を決定し、円滑な利用を図り障害者等の自立生活を支援していきます。

【図表 60】訪問系サービス

サービス種別	単位	H30	H31	H32
居宅介護	人	198	200	202
	時間分	3,168	3,168	3,200
重度訪問介護	人	8	10	12
	時間分	230	286	340
同行援護	人	4	4	4
	時間分	10	10	10
行動援護	人	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間分	0	0	0

### 《確保のための方策》

- 障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定と国の取扱い事務要領や市が定めるガイドラインに基づき適正な支給を行います。
- 「行動援護」、「重度障害者等包括支援」、「同行援護」は、ニーズの動向を踏まえ、民間事業者の積極的な参入を促進するため、介護職の人材育成を図り、提供体制の整備を検討していきます。



【図表 6 1】日中活動系サービス

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
生活介護	人	355	361	367
	人日分	6,035	6,137	6,239
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	72	72	72
	人日分	1,080	1,080	1,080

《確保のための方策》

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- 医療的なケアを必要とする重度の障害者等の日中活動系のサービスについては、市内の医療系事業所で開設が計画されていることから、利用者に情報提供を行い、利用促進を図ります。

【図表 6 2】就労系サービス

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
就労移行支援	人	48	50	53
	人日分	768	800	848
就労継続支援（A型）	人	73	76	79
	人日分	1,460	1,520	1,580
就労継続支援（B型）	人	552	564	576
	人日分	9,936	10,152	10,368
就労定着支援	人	2	5	5

《確保のための方策》

- 就労系サービスについては、障害者の経済的自立を進める観点から、労働環境の整備と工賃向上のため、公共機関での物品や役務の業務の優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- 一般就労のニーズが障害者ととともに、事業所（供給側）でも高まることが想定されることから、就労移行支援や就労定着に向けた支援を促進します。

【図表 6 3】 その他のサービス

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
療養介護	人	23	23	23
短期入所	人	70	80	80
	人日分	420	480	480

《確保のための方策》

- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。

【図表 6 4】 居住系サービス

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
自立生活援助	人	3	6	6
共同生活援助(グループホーム)	人	205	218	232
施設入所支援	人	228	226	224

※年間の利用人数に1/12乗じ、月間の利用人数としたものです。

《確保のための方策》

- 利用者のニーズを把握し、多様な形態のグループホームができるよう各事業所の参入を促進し提供体制の充実を図ります。
- 地域移行の促進が図られるよう利用者や家族への情報提供を行います。

【図表 6 5】 計画相談サービス

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
計画相談支援	人	209	222	234
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	6	6	6

※年間の利用人数に1/12乗じ、月間の利用人数としたものです。

《確保のための方策》

- 平成30年度以降「主任相談支援専門員」制度や相談支援専門員研修が改正される予定であることから、適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員一人ひとりのケアマネジメント力の向上を図るため、自立支援協議会「相談支援部会」等において研修会の開催やケース検討会などを行うとともに、国や県で実施する研修会に参加するなど資質向上を図ります。
- 精神障害者の地域包括ケアシステムの構築のため、地域移行、地域定着支援委員会において地域移行の事例を積み重ね、検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行います。

## 第5章 第1期障害児福祉計画の成果目標と活動指標

### 1 障害児支援の提供体制の整備等

#### 《国の目標値》

- ① 児童発達支援センターを平成32年度末までに各市町村に最低でも1ヶ所以上設置
- ② 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1ヶ所を確保する。
- ③ 平成30年度末までに、全ての市町村に医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

#### 《目標設定に関する本市の考え方》

国の基本指針に即して設定する。

#### 【図表66】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	平成32年度末の数（各市町村に最低でも1ヶ所以上設置）
重症心身障害児支援事業所の確保	1 箇所	平成32年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数を各市町村に最低でも1ヶ所確保
	1 箇所	平成32年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数を各市町村に最低でも1ヶ所確保
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障害福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	平成30年度末までに全ての市町村に設置

#### 《目標達成に向けた施策の方向性》

- 児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制の構築  
児童発達支援センターの新規事業所の開設を促進し、子育てや教育などの施策で行う障害児支援に対し、後方支援ができる支援体制を構築します。
- 重症心身障害児に対する支援体制の充実と医療的ケア児に対する支援体制の整備  
重症心身障害児や医療的ケア児の数を把握するとともに、関係機関と連携し、ニーズ調査から支援体制の検討と構築を図ります。
- 発達障害のある子どもの支援体制の充実  
市保健センターと子ども家庭支援センターに設置される子育て世代包括支援センターの中に「子ども総合相談窓口」（仮称）を設置します。  
子ども家庭支援センターの機能を未就学児から18歳までに拡充し、子育て支援の充実を図ることで発達障害のある子どもの支援体制を構築します。

## 2 障害児通所支援の見込量

### 《サービス実施の基本的な考え方》

障害児相談支援により、的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに必要な障害福祉サービスや身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。また、支給決定にあたっては、本人または家族等からの丁寧なアセスメントを実施し、サービスの適切な利用のため、必要な情報提供と国の取扱事務要領及び市独自の支給決定ガイドライン等に基づき、適切な支給量を決定し、円滑な利用を図り障害児の生活を支援していきます。

【図表 6 7】

サービス種別	単位	H 3 0	H 3 1	H 3 2
児童発達支援	人	42	44	46
	人日分	420	440	460
放課後等デイサービス	人	159	170	181
	人日分	2,544	2,720	2,896
保育所等訪問支援	人	0	10	10
	人日分	0	120	120
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
障害児相談支援	人	58	65	72
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	1	1	1

### 《確保のための方策》

- 市内の各サービス提供事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所間での情報共有や事例検討等が図られるよう自立支援協議会を活用し提供体制の充実を図ります。
- 医療型児童発達支援は、対象及びサービス提供事業所が限られており、市内ではサービスを利用している方がいないこともあり、必要に応じ支給決定を行っていきます。
- 養護者の疾病や様々な理由（一時休息を含む）から、短期入所を利用したいというニーズがありますが、短期入所事業所が少なく、特に、医療的ケアが必要な子どものための利用事業所がないのが現状であるため、医療的ケアが必要な子どものための短期入所（医療型等）の新規事業所の開設を促進します。
- 保育所等訪問支援については、単独での事業展開が困難であるため、障害児支援の中核的な役割を持つ児童発達支援センターと一体的に提供体制の確保し、子育てや教育などの施策の中での療育支援に対し後方支援を図ります。

## 第6章 地域生活支援事業の活動指標

地域生活支援事業の実施にあたっては、様々な媒体からの情報提供を充実するとともに、相談支援による的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図ります。特に、アンケート調査の結果、障害への理解が不足している実態が明らかになったことから、すべての方々の障害への理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら、理解促進・啓発を図っていきます。

### 1 必須事業の見込量

【図表68】

事業名		H30	H31	H32
理解促進・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
相談支援事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター		1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業		有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有
障害児相談支援事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所
意思疎通	手話通訳奉仕員派遣事業	150 回	155 回	160 回
	要約筆記奉仕員派遣事業	25 回	30 回	33 回
	手話通訳者設置事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	手話通訳奉仕員養成事業	25 人	25 人	30 人
日常生活用具	介護・訓練支援用具	16 件	18 件	20 件
	自立生活支援用具	17 件	17 件	17 件
	在宅療養等支援用具	36 件	38 件	38 件
	情報・意思疎通支援用具	13 件	15 件	17 件
	排泄管理支援用具	1,930 件	1,940 件	1,950 件
	居宅生活動作補助用具	6 件	6 件	6 件
移動支援事業		20 人	20 人	20 人
		1,834 時間	1,834 時間	1,834 時間
地域活動支援センター		1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### 《確保のための方策》

- サービスの内容や対象者などをわかりやすくするなど、利用者のもとに情報が届くよう情報提供体制を充実します。
- 市民の障害者等に対する理解や認識を深めるため、講演会や研修会等を開催します。
- 意思疎通支援事業を推進するため、手話奉仕員派遣事業及び要約筆記奉仕員派遣事業の委託による実施を継続します。また、「手話奉仕員養成講座」などの継続した実施により、各奉仕員の確保と資質の向上を図っていきます。

- 要約筆記者の育成については、パソコンなどでの要約筆記のニーズが高まっていることから、担い手となる市民に情報提供するとともに、様々な講演会や会議などの機会を捉えて理解促進に努めます。
- 県が実施する要約筆記者養成事業と連携しながら要約筆記者の育成を推進するとともに、市内のボランティアグループの支援を行っていきます。
- 日常生活用具については、障害の特性に合わせた用具の給付に努めます。
- 移動支援事業は、ガイドラインに基づいて、障害者等の外出等の支援による社会参加の促進を図ります。
- 地域活動支援センターを設置し、障害者に創作的活動、生産活動、日常生活支援及び利用者間交流などの機会を提供し、社会との交流の促進を図るなどの機能を強化するとともに、利用定員の増加などを図ります。

## 2 任意事業の見込量

【図表 6 9】

事業名	H 3 0	H 3 1	H 3 2
訪問入浴サービス事業	13 人	14 人	15 人
日中一時支援事業	30 人	33 人	36 人
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	20 人	20 人	20 人
	16 回	16 回	16 回

注：事業名は国の地域生活支援事業実施要綱に基づく事業名となっています。

事業内容については 37・38 ページを参照してください。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成 28 年度から国庫補助対象外となりましたが、引き続き市単独事業として実施しています。

### 《確保のための方策》

- 任意事業については、各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、地域のニーズに合わせて継続して実施していくとともに、事業の周知、事業内容の充実に努めます。また、障害者等の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、事業の見直しや必要な事業の創設等を行っていきます。
- 障害のある子どもの通学支援や緊急な預かりに対応できるよう、日中一時支援のタイムケア事業において、早朝からの営業に対しても給付可能とするなど事業要綱を改正し、実施していきます。

## 第7章 重点事項と施策の基本的方向

### 1 障害者や障害への理解促進

- 福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育の充実を図り、子どもたちが障害に関する正しい知識を持ち、障害への理解を深めていけるように、学校等と連携した取り組みを推進します。
- 幼児期において、子どもたちが他者との違いに気づき、その違いを受け入れていく体験は大切であることから、保育所、幼稚園、認定こども園等との連携を進め、子どもたちが地域の中で障害者等と接しながら、障害を理解していくことができるような機会を充実します。
- 地域住民の障害理解を促進するために、地域自治会、民生委員児童委員、企業や行政機関などに対し、地域やそれぞれの団体等の実情やニーズに応じて、講師の派遣や講演内容の充実を図り、適切な学習の機会を提供します。
- 各種広報誌など多様な媒体を活用し、障害者等の人権尊重や障害への理解などをテーマとする広報・啓発を進めます。

### 2 権利擁護の推進

#### ①障害者差別解消法

- 障害者権利条約の批准と障害者差別解消法は、地域での生活全般に関わってくることから、市のまちづくり全般にわたる取り組みとして位置づけ、各分野で必要な施策の展開を進めるとともに、障害者差別を解消するための条例の検討を進めていきます。

#### ②虐待防止

- 障害者虐待防止の研修会等を開催し、虐待防止の理解を深め、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処するなど、養護者虐待や施設従事者等の虐待防止に取り組めます。

#### ③成年後見制度

- 障害や障害者等に対する理解を深めてもらうため様々な機会を捉え、市民に対し理解のための啓発活動等を行うとともに、成年後見制度の普及啓発と活用を進める取り組みを行っていきます。
- 成年後見制度の利用促進にあたっては、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築、④この制度を支える後見人等の育成などが求められています。上位計画である地域福祉計画等での取り組みと高齢者施策と連携して検討を進めていきます。

### 3 療育支援体制と発達障害者等への支援

#### ① 一貫した療育支援体制

- 障害の有無で分け隔てられることなく、育児から子育ての相談支援ができる体制を構築するため、「子ども総合相談窓口」（仮称）を設置します。
- 幼児期の早い時期から周囲が発達障害の特性を理解し、適切に対応することで二次障害等（不登校やひきこもり等）を防ぎ、特性に応じた社会参加や就労につなげられるよう、幼児期から学童期、成年期のそれぞれのライフステージに関わる関係機関（保健、医療、福祉、教育、雇用等）の連携を強化します。
- 平成32年度に開園予定で移転改築する公立保育園では、発達障害や支援が必要な子どもに対応した保育室を設ける等整備が進められる計画となっています。
- この整備は、子育てや教育などの施策の中で発達障害や支援が必要な子どもの療育支援や対応が進むことが期待され、公立保育園で蓄積された支援のノウハウが民間保育園に波及するよう引き続き整備促進します。
- 自立支援協議会のこども部会において、事業者間の情報交換や連携等を行い、福祉サービス事業間のネットワーク作りを支援していきます。

#### ② 発達障害者等への支援

- 児童期から成人期に移行する際の支援内容が引き継がれるよう県で作成した「やまがたサポートファイル」（※1）等の活用を進めます。
- 保護者の「子どもの育ちを支える力」を向上させるため、ペアレントメンター（※2）やペアレントトレーニング（※3）等の支援を行っていくとともに、人材の育成を図ります。
- 自立支援協議会の「発達障害部会」で実施している「相談窓口の可視化」、「理解のための普及啓発活動」等、部会の事業を継続、推進していきます。
- 自立支援協議会の「発達障害部会」において、幼児期から学童期、成年期のそれぞれのライフステージに関わる関係機関（保健、医療、福祉、教育、雇用等）の縦横ネットワークを構築するため協議を進めていきます。
- 社会へ適応するための支援や、知識・技能の習得ができる専門的な場も必要とされており、障害福祉サービス提供事業所の新規事業所の開設を促進します。

#### ※1 やまがたサポートファイル

山形県が県内統一の情報共有ツールとして作成したもので、発達障害等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくもの。

#### ※2 ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験した人が相談支援のトレーニングを受け、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対し、共感的なサポートと相談支援を行う人のこと。

#### ※3 ペアレントトレーニング

保護者がより良い子供とのかかわり方を学び、日常の子育ての困りごと解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム



## 4 就労支援の充実

### ① 就労機会の拡大について

- 特例子会社（※1）や障害者雇用を行う企業、就労継続支援A型事業所及び就労移行支援事業所の新規事業所の開設を促進し、就労機会を拡大します。
- 障害者優先調達法に基づいて市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について受注の拡大に努めていきます。
- 農福連携（※2）では、農業関係者や障害者通所施設等が情報共有され、マッチングが図れるよう、各分野の政策や課題の共有を進めるとともに、農福連携をコーディネートできるしくみづくりについて、庁内関係課等で検討を進めます。

### ② 民間事業所への就労支援

- 障害者等の職場定着支援については、ジョブコーチ（※3）や障害者就業・生活支援センター（※4）による支援などのほかに、平成30年度から、新たな訓練等給付サービスとして「就労定着支援」が創設されることから、これらの制度を積極的に活用し、障害者等が職場に定着できるよう支援します。
- 県労働局、ハローワークが進める障害者就労支援の各サービスや各促進事業と連携、協力するとともに、自立支援協議会の「しごと部会」で、情報共有や多職種のネットワークによる支援体制の構築を図ります。

#### ※1 特例子会社

障害者雇用率制度において、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしている。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

#### ※2 農福連携

農業サイドと福祉サイドが連携をすることで、農業分野で障害者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取組みの総称

#### ※3 ジョブコーチ

障害特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的とする公的サポート制度

#### ※4 障害者就業・生活支援センター

就労を希望する障害者に雇用や福祉の関係機関と連携して就業面だけでなく生活面も含めた支援を行うセンター

## 5 福祉に携わる人材の確保

- 職員の処遇改善に結びつくような報酬基準の改正が行われるよう、国に対し要望を行います。
- 近隣の高校や大学では、介護職員初任者研修等の実施や介護福祉士の養成などを行い、新卒の福祉人材を養成しています。各学校に対し、事業所に卒業生を送り出してもらうよう、働きかけを行っていきます。
- 県や各機関が実施するサービス事業所の従事者研修への参加を積極的に推進するとともに、従事者の職場定着が図れるよう支援していきます。

## 6 日常生活を支えるサービスの充実

### ① 障害福祉に関する情報発信・伝達について

- 障害者等や家族などの養護者の方々に障害福祉サービスに関わる様々な情報を正確に伝達するために、広報やしおりの配布等とともに、多様な手法により情報を発信していきます。
- 医療機関等と障害福祉制度にかかる情報共有を図るため、情報交換会等の機会を提供します。

### ② 自立生活支援の充実

- 聴覚障害者の意思疎通支援の充実とともに、視覚障害や知的障害者等、意思疎通支援を必要とする方に対する支援の充実について取り組んでいきます。
- 移動支援事業は、新たな事業者の参入や、既存事業者の規模拡大が図られるよう努めていきます。
- 地域のグループホーム等での生活体験等を通じ、自立した生活ができるよう、今後もグループホームの新規事業所の開設や公営住宅の利用促進とともに、公営住宅のグループホーム化について検討を進めます。
- 行動援護・同行援護のサービスは、介護職の人材確保が困難な現状を踏まえ、国や県に制度整備等を求めていくなど人材の確保に努めていきます。

## 7 地域包括ケアシステムの構築

### ① 地域包括ケアシステムの構築

- 市では、「地域の高齢者等の総合相談」「権利擁護や地域の支援体制づくり」「介護予防の必要な援助」など、地域包括ケアの中核的な機関で重要な役割を担う「地域包括支援センター」が各地域に設置されています。この包括的なワンストップ機能を活かし、障害者等の相談機能の拡充等を実施し、より身近な場所での取り組みを促進します。

### ② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害に対する偏見と誤解をなくすため、障害を理解するための研修会等を行い、理解を促進します。
- 医療中断者や病状悪化に伴ってひきこもり状態となっている方等の地域生活を支援するため、地域での見守りや24時間の相談支援体制、緊急時の対応、医療機関との連携など、精神障害者の地域生活を支えるための仕組みとして、精神科医・保健師・看護師等の保健医療スタッフと、精神保健福祉士等の福祉スタッフとが、「多職種チーム」によるチームアプローチができるような、包括的なネットワーク（多職種チーム等）の構築を検討するなどの支援体制の整備を促進します。
- 社会参加できずにひきこもり状態となっている方の中には、未受診のまま、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性があり、受診勧奨が必要か否かを判断する専門機関等が求められています。専門機関として、精神保健福祉センター内にある「自立支援センター巣立ち」を中核として保健所等を中心に相談等の充実を図っており、引き続き、精神保健分野の中核である県や保健所等との連携を強化するとともに、「鶴岡市ひきこもり支援連携会議」を設置し支援体制の構築を図ります。
- 市では、独自に平成27年度からこころの健康相談の一環として、「ひきこもり相談」の窓口を設置し相談にあたっていますが、精神障害が疑われる方の受診勧奨、高齢化した養護者の支援、経済的な課題、生活・家族課題等多くの課題が重複し、関係機関が多職種にわたるため、「鶴岡市ひきこもり支援連携会議」などのネットワーク支援体制の構築を促進します。
- 障害福祉サービスでは対応できない方の社会参加への支援を行うため、就学中も含めて、どの年代からでも社会生活訓練や一般就労のための訓練・準備等が行われるような体制の構築や、社会資源の創出等について協議を行っていきます。

## 鶴岡市障害者施策推進協議会（平成28・29年度）

所属	職名等	氏名
社会福祉法人恵泉会	前理事長	櫻井 好和
東北公益文科大学	教授	澤邊 みさ子
社団法人鶴岡地区医師会	おのこども診療所	小野 俊孝
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	事務局長	佐藤 豊継
鶴岡市民生児童委員協議会連合会	会長	板垣 壯典
元特定非営利活動法人アインシュタインの会	元理事長	宅井 きく
知的障害者相談員	相談員	神保 康子
県立こころの医療センター	院長	神田 秀人
県立こども医療療育センター庄内支所	次長兼庶務係長	佐藤 和義
県立鶴岡養護学校	校長	畑山 淳一
県立鶴岡高等養護学校	校長	高橋 真琴
鶴岡公共職業安定所	統括職業指導官	佐藤 順
庄内総合支庁地域保健福祉課	課長	市村 正浩
庄内児童相談所	所長	池田 俊治
鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	会長	佐藤 満子
鶴岡手をつなぐ親の会	会長	橋本 廣美
山形県社会福祉士会	副理事長	庄司 敏明
身体障害者相談員	相談員	阿毛 稔
障害福祉サービス利用者		若松 寿夫
鶴岡地区障害者通所施設協議会	会長	石川 一郎
特定非営利活動法人やすらぎの会	理事長	高橋 一夫
障害者支援施設鶴峰園	園長	遠田 美枝

## 鶴岡市障害福祉計画策定委員会

所属	職名等	氏名
副市長	副市長	山口 朗
総務部	総務部長	高橋 健彦
企画部	企画部長	高坂 信司
市民部	市民部長	佐藤 茂巳
健康福祉部	健康福祉部長	齋藤 功
農林水産部	農林水産部長	渡邊 雅彦
商工観光部	商工観光部長	阿部 真一
建設部	建設部長（併）上下水道部参事	渡会 悟
教育委員会	教育部長	石塚 健
総務部	財政課長	佐藤 豊
企画部	政策企画課長	永寿 祥司
市民部	コミュニティ推進課長	渡邊 健
市民部	防災安全課主幹	岡部 信宏
農林水産部	農政課主幹(兼)農政企画室長	佐藤 龍一
商工観光部	商工課長	森屋 健一
建設部	建築課長	村上 良一
教育委員会	学校教育課長	尾形 圭一郎
健康福祉部	健康課長	五十嵐 英晃
健康福祉部	長寿介護課長	佐藤 正直
健康福祉部	子育て推進課長	富樫 美代
健康福祉部	子育て推進課主幹兼子ども家庭支援センター所長	榎本 陽子
藤島庁舎	市民福祉課長兼会計課藤島分室長	伊原 千佳子
羽黒庁舎	市民福祉課長兼会計課羽黒分室長	押井 新一
櫛引庁舎	市民福祉課長兼会計課櫛引分室長	天然 せつ
朝日庁舎	市民福祉課長(兼)会計課朝日分室長(兼)南出張所長	佐藤 美鈴
温海庁舎	市民福祉課長兼会計課温海分室長	佐藤 美香

## 障害福祉計画関係担当者会議委員名簿

所属	職名等	氏名
健康福祉部	部長	齋藤 功
健康福祉部	福祉課長	齋藤 秀雄
健康課	母子保健主査	金内 節子
長寿介護課	高齢者支援専門員	佐藤 正
子育て推進課	子育て推進専門員	加藤 恵里
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援専門員	安野 知穂
学校教育課	指導主査	八渡 宗一郎
藤島庁舎	健康福祉主査	鈴木 真由美
羽黒庁舎	健康福祉専門員	鶴巻 重子
櫛引庁舎	主任	櫻井 さやか
朝日庁舎	主事	佐藤 明日香
温海庁舎	健康福祉専門員	工藤 礼子
福祉課障害福祉係	障害福祉主査	木島 秀明
福祉課障害福祉係	障害福祉係長	叶野 裕之
福祉課障害福祉係	専門員	富樫 由美子
福祉課障害福祉係	専門員	菅原 史恵
福祉課障害福祉係	主任	富樫 俊明
福祉課障害福祉係	主事	田村 吉美
福祉課障害福祉係	主事	宮野 楓子

## 計 画 作 定 経 過

平成 29 年 6 月 27 日	第 1 回障害者施策推進協議会 障害福祉計画策定委員会事務局	障害福祉計画の概要・策定スケジュール 本市の障害者の状況 サービス提供量の現状について 概要の説明と各課の実施事業内容等について
6 月～8 月	アンケート調査の実施 アンケート調査の実施 各関係機関、サービス事業所	アンケート対象者 3,801 人（回答率 56.8%）障害者・自立支援医療（精神通院医療） 放課後児童クラブ、障害福祉サービス事業所ほか、現状と将来の事業計画展開等アンケート調査について
8 月 22 日	第 1 回障害福祉計画策定委員会	障害福祉計画の概要・策定スケジュール 本市の障害者の状況、アンケート調査について
10 月 2 日	第 2 回障害者施策推進協議会	第 4 期計画の分析と第 5 期・第 1 期の見込み量、骨子について
11 月 22 日	第 2 回障害福祉計画策定委員会	障害福祉計画(案)について
12 月～	障害福祉計画策定委員会事務局	障害福祉計画(案)について 担当者レベルでの打ち合わせ
12 月 13 日	第 3 回障害者施策推進協議会	障害福祉計画(案)について（意見具申）
H29-12-27～ H30-1-25	パブリックコメント	意見件数 12 件
3 月 16 日	第 4 回障害者施策推進協議会	障害福祉計画
3 月末		障害福祉計画 策定